



砥部町

公共施設等総合管理計画



令和6年3月

愛媛県砥部町

目 次

第1章 はじめに	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	2
第2章 砥部町の概要	3
第1節 位置と地勢	3
第2節 人口の動向と将来予測	4
第3節 財政状況	7
第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し	12
第1節 対象施設	12
第2節 保有状況	13
第3節 建物系公共施設	14
第4節 土木系公共施設	19
第5節 企業会計施設	21
第6節 公共施設とインフラ全体	23
第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針	24
第1節 公共施設における現状と課題	24
第2節 基本方針	24
第3節 公共施設等の維持管理方針	26
第4節 目標設定	35
第5節 マネジメントの推進方針	35
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	37
第1節 建物系公共施設	37
第2節 土木系公共施設（インフラ）	56
第3節 企業会計施設	60
第4節 将来的に廃止を検討する、または更新をしない方針の施設	65
第6章 おわりに	66



第1章 はじめに

第1節 計画策定の目的

公共施設の整備は、高度経済成長期からバブル期にかけて、急激な人口増加と社会変化を背景に進められてきました。その当時建築された公共施設の建築年数は30年以上経過し、その多くが耐用年数を超過した状況となっています。そのため、このような公共施設は、今後、大規模改修や修繕、建替えが必要となってきます。

一方で、世界経済の低迷の影響を受け、国全体の経済成長もマイナスに転じており、先進国のなかでも最悪の水準にあるといわれる公債残高も増加の一途をたどっています。財政状況は、まさに危機的状況であり、それに加え、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、また、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少などによって、将来の財政状況は厳しさを増すことが予測されています。

地方公共団体においても、高度情報化時代の到来、少子・高齢社会の進展など社会経済情勢が急速に変化していくなかで、高度化・多様化する住民ニーズに対応し、住民の皆様にも満足していただける行政サービスを提供していくことが求められており、財政基盤の充実が最重要課題となっています。

公共施設の老朽化は、全国的な問題となっており、本町においても将来の公共施設等に係る建替えや改修などの更新費用が増加することが予想されます。さらに、厳しい財政状況が続くなかで、今後、人口減少などにより、公共施設等の利用需要も低下していくと思われれます。

以上のような現状を踏まえて、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、また長期的な視点から、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

この状況下、国では、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展するなか、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識を示し、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。また、地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定を要請(「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成26年4月22日付総財務第74号総務大臣通知))されることとなりました。

なお、本町では、公共施設長寿命化指針を平成26年3月に策定し、今後の公共施設のあり方を検討してきました。それを基に、より現実化させ現状に合った計画として平成29年3月に砥部町公共施設等総合管理計画(以下「本計画」という。)を策定し、公共施設等の再編を進めてきました。

この度、「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(令和3年1月26日総財務第6号)、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(令和4年4月1日付総財務第43号)より、公共施設等総合管理計画のさらなる見直し・充実を求められていることから、本計画の見直しを行います。今後は、本計画及び個別施設計画に基づき、施設の最適化に向けた公共施設等マネジメントを一層推進していきます。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、将来のまちの姿「文化とこころがふれあうまち」を実現するための砥部町まち・ひと・しごと創生総合戦略を下支えする計画であり、「中長期財政計画」と連動して、各政策分野のなかで公共施設面の取組に対して横断的な指針を提示するものです。また、個別の公共施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を検証することとしました。

第3節 計画期間

計画期間は、平成28年度から令和5年度までを第1期、令和6年度から令和15年度までを第2期とし、本計画に基づく施策の進捗状況を5年ごとに検証します。計画内容は、社会情勢の変化や事業の進捗状況等に応じて、計画期間中においても見直しを行うものとします。



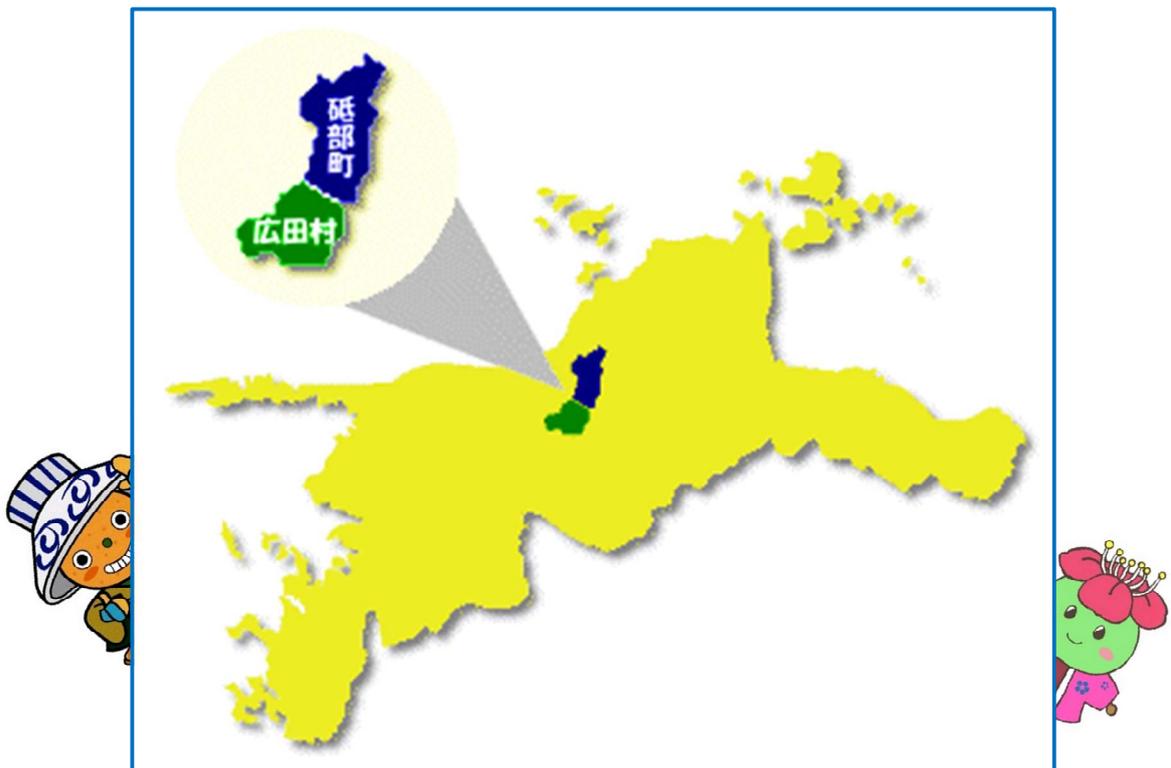
第2章 砥部町の概要

第1節 位置と地勢

本町は、愛媛県の中央に位置し、北部は県都松山市に重信川を隔てて接しています。西部は松前町、伊予市、東部は久万高原町、南部は内子町と接しています。

東西9 km、南北21 kmの細長い地形で、面積は101.59 km²です。北部は、重信川に注ぐ砥部川が中央部を流れる盆地状の地形です。南部に向かうにつれ標高が高くなり、北ヶ森(1,010m)、三郷の辻(932m)などの高峰に囲まれた山間地域になります。

気候は、地域ごとに異なっています。北部は年間を通して温暖な気候ですが、南部の山間部は、冬季に15 cm程度の積雪もみられます。また、その中間部は、寒暖の差が大きな盆地的な気候となっています。全体的には穏やかな気候となっており、居住に適した地域となっています。



第2節 人口の動向と将来予測

1 人口の動向

わが国では、全国的に本格的な人口減少時代に突入しています。出生数が減少していることに加え、高齢人口の増加を受けて死亡数が増加していることが要因です。今後も、この傾向は続き、総人口は減少を続けるものと予想されます。

本町の人口は、【図表 2-1】によると、平成 17 年度から令和 2 年度までの間で約 8.7%の減少となっています。それに加え、高齢化率は 13.1 歳の増加であり、急速に高齢化が進行しています。本町の高齢化率（65 歳以上の人口の割合）は 34.1%で、全国の高齢化率 29.1%を上回っています。

2 将来の人口推計

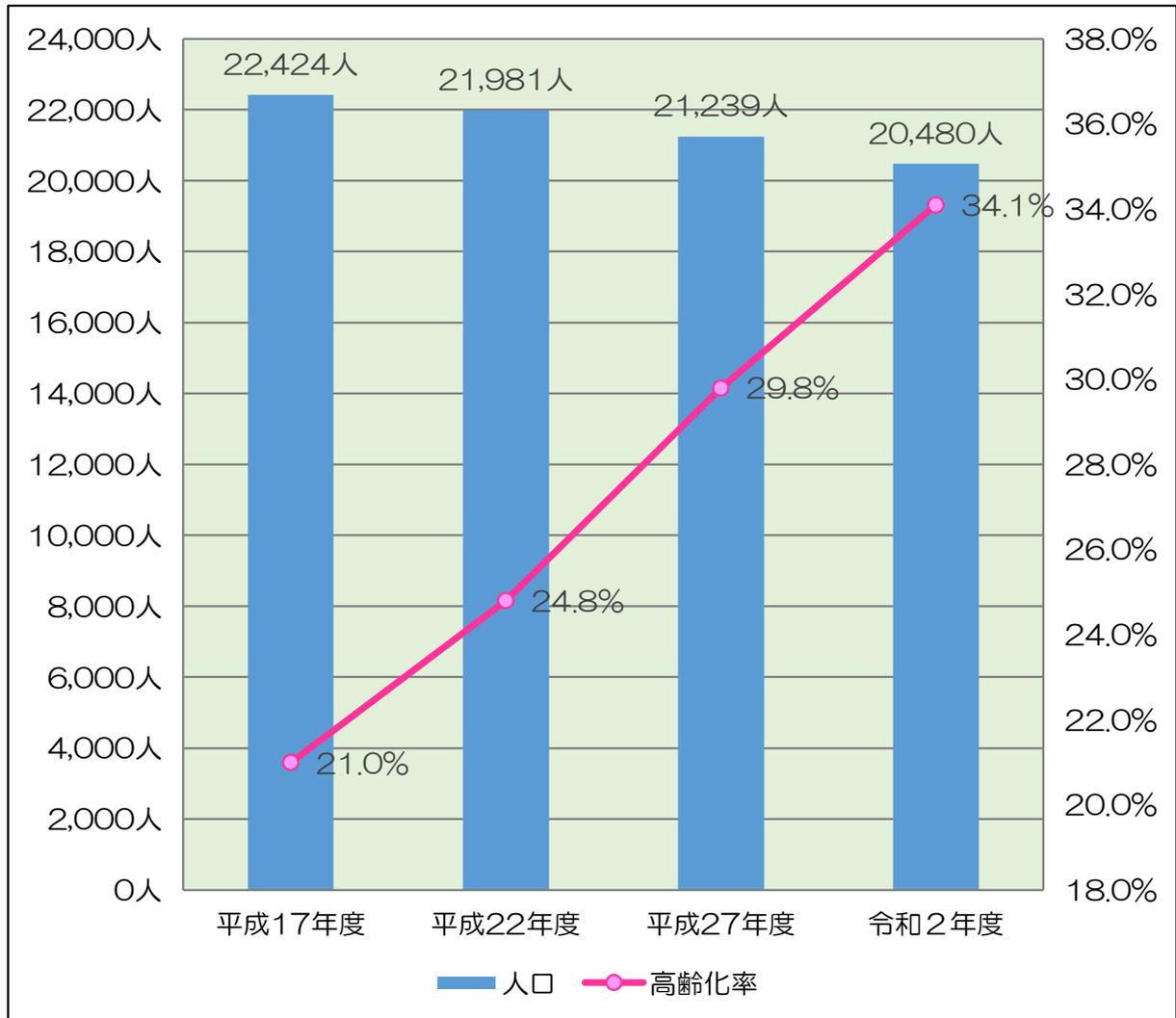
【図表 2-1】によると、本町の人口は平成 17 年までは人口が増加していましたが、それ以降は、徐々に減少しています。

また、【図表 2-3】によると、平成 27 年度と令和 27 年度の人口比較では、6,568 人減少すると予測されています。割合にすると 31.0%の減少です。高齢化率は、平成 27 年度から令和 27 年度の 30 年間でおよそ 16 歳の増加すると予測されています。令和 27 年度では高齢化率が 45.8%にまで達し、半数近くの人が高齢者ということになります。

また、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は、減少傾向にあり、令和 27 年度には 44.8%となる見込みです。加えて、0 歳から 14 歳までの年少人口も減少を続け、少子高齢化が進み、人口構成が大きく変化することが予測されます。

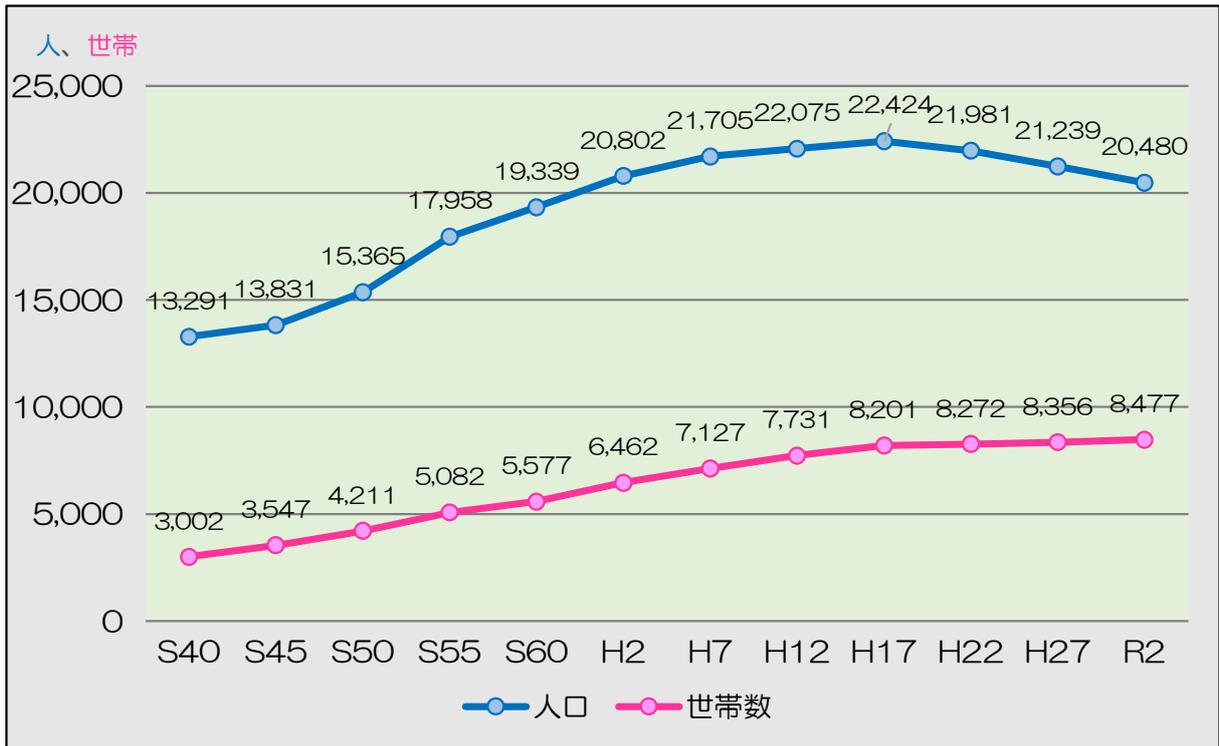
【図表 2-1】砥部町の人口及び高齢化率の推移

年 度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	H17~R 2の推移
人 口	22,424 人	21,981 人	21,239 人	20,480 人	△8.7%
高齢化率	21.0%	24.8%	29.8%	34.1%	+13.1 ㊦



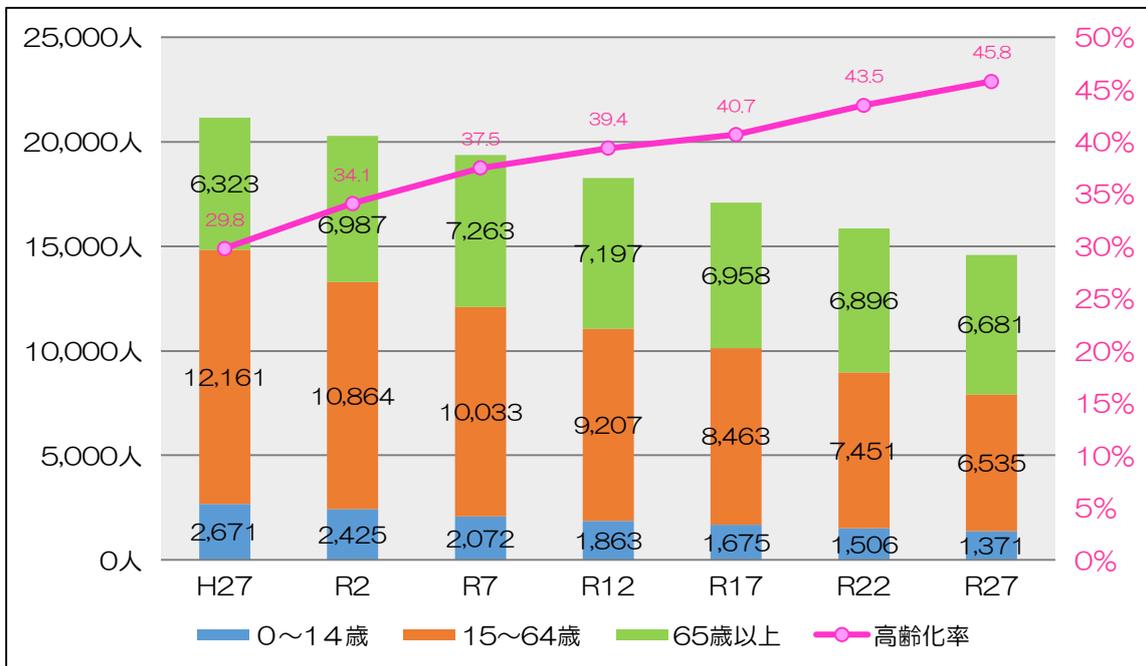
(※国勢調査より)

【図表 2-2】 総人口の推移



(※国勢調査より)

【図表 2-3】 将来人口予測



(※砥部町人口ビジョン及び国勢調査より)

※平成 27 年度と令和 2 年度の数值は、国勢調査によるものですが、年齢不詳者を除いているため、【図表 2-1】の総人口数とは一致しません。

第3節 財政状況

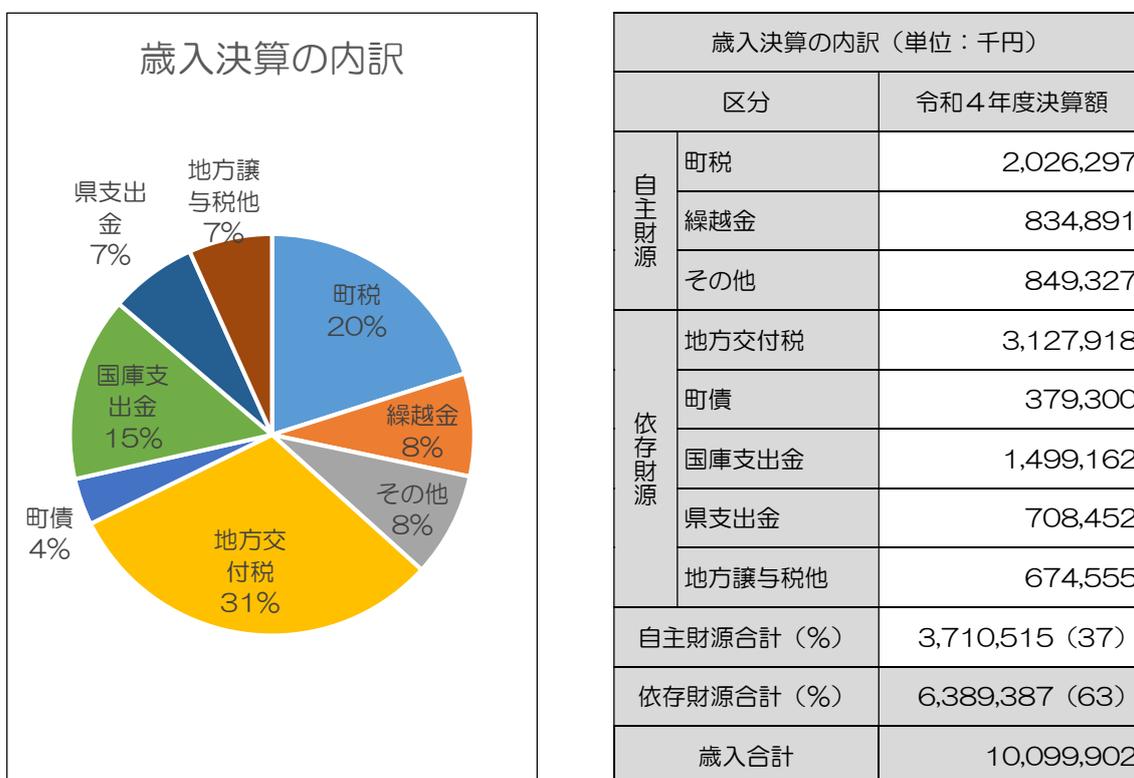
1 歳入

【図表 2-4】は、令和4年度決算における本町の歳入額の内訳を示しています。また、【図表 2-5】では歳入決算額の推移を、【図表 2-6】では決算額の推移を分類ごとに、棒グラフでそれぞれ示しています。

令和4年度の歳入の合計は、約101億0千万円で、そのうち、国や県から交付された依存財源の割合が63%となっています。このことから、本町の歳入は、半数以上を国や県からの交付金などに依存していることが分かります。

また、【図表 2-5】を見ると、地方税が横ばいであるのに対して、地方交付税等の依存財源が増加していることが分かります。今後、生産年齢人口の減少が進行していくなかで、さらに、依存財源の割合が増加することが避けられない状況になっています。

【図表 2-4】 令和4年度歳入決算の内訳



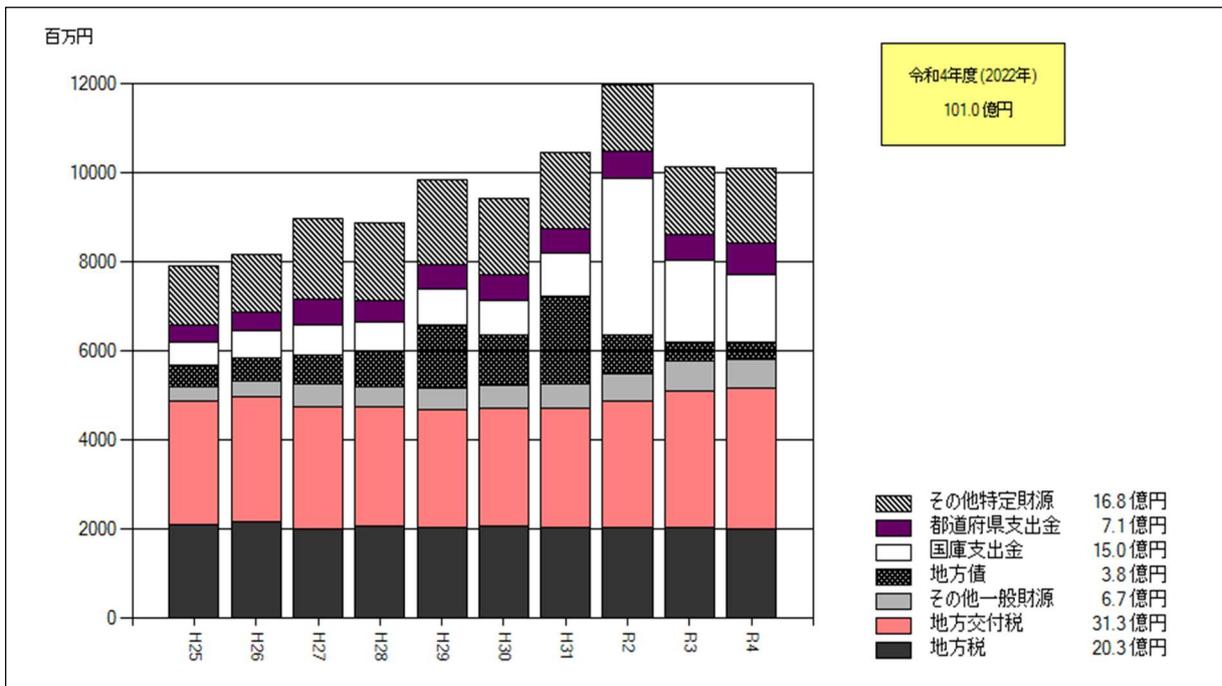
【図表 2-5】歳入決算額の推移（千円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①一般財源（②～④の計）	5,203,317	5,330,824	5,278,084	5,212,251	5,160,301
②地方税	2,093,347	2,175,217	2,027,331	2,069,358	2,040,672
③地方交付税	2,795,36	2,808,255	2,731,644	2,678,401	2,630,078
④その他一般財源	314,60	347,352	519,109	464,492	489,551
⑤特定財源（⑥～⑨の計）	2,709,07	2,821,890	3,679,668	3,662,899	4,687,531
⑥地方債	482,00	513,200	624,900	790,500	1,436,800
⑦国庫支出金	516,49	601,887	678,312	637,057	809,104
⑧都道府県支出金	372,231	423,270	581,542	488,611	550,755
⑨その他特定財源	1,338,340	1,283,533	1,794,914	1,746,731	1,890,872
歳入合計（①+⑤）	7,912,387	8,152,714	8,957,752	8,875,150	9,847,832

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
①一般財源（②～④の計）	5,235,107	5,263,526	5,480,370	5,782,306	5,828,770
②地方税	2,087,065	2,051,433	2,037,258	2,035,553	2,026,297
③地方交付税	2,637,048	2,680,545	2,853,143	3,081,765	3,127,918
④その他一般財源	510,994	531,548	589,969	664,988	674,555
⑤特定財源（⑥～⑨の計）	4,179,217	5,185,337	6,474,511	4,332,732	4,271,132
⑥地方債	1,132,500	1,971,100	886,000	431,200	379,300
⑦国庫支出金	778,038	966,131	3,503,165	1,817,879	1,499,162
⑧都道府県支出金	560,069	549,027	603,691	598,080	708,452
⑨その他特定財源	1,708,610	1,699,079	1,481,655	1,485,573	1,684,218
歳入合計（①+⑤）	9,414,324	10,448,863	11,954,881	10,115,038	10,099,902

（※決算カードより）

【図表 2-6】歳入決算額の推移（分類別棒グラフ）

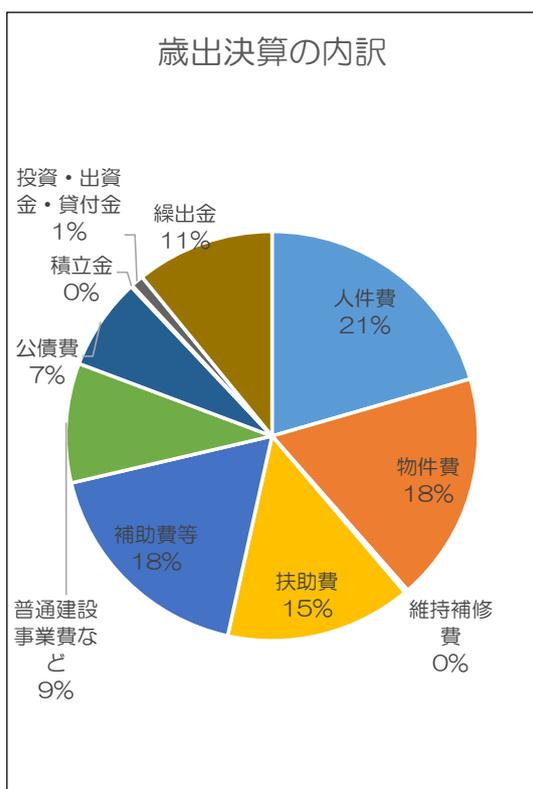


2 歳出

【図表 2-7】は、令和4年度決算における本町の歳出額の内訳を示しています。また、【図表 2-8】では歳出決算額の推移を、【図表 2-9】では決算額の推移を分類ごとに、棒グラフでそれぞれ示しています。

令和4年度の歳出の合計は、約91億1千万円です。【図表 2-8】を見ると、社会保障費などが含まれる扶助費が、平成25年度から令和4年度にかけて、約1.6倍に増加しています。扶助費は高齢化に伴い、今後も増加していくことが予測されます。

【図表 2-7】 令和4年度歳出決算の内訳



性質別(何の費用として使ったか)(単位:千円)	
区分	令和4年度決算額
人件費	1,868,155
物件費	1,648,264
維持補修費	27,177
扶助費	1,329,178
補助費等	1,627,407
普通建設事業費など	858,467
公債費	664,129
積立金	10,998
投資・出資金・貸付金	90,500
繰出金	989,760
歳出合計	9,114,035

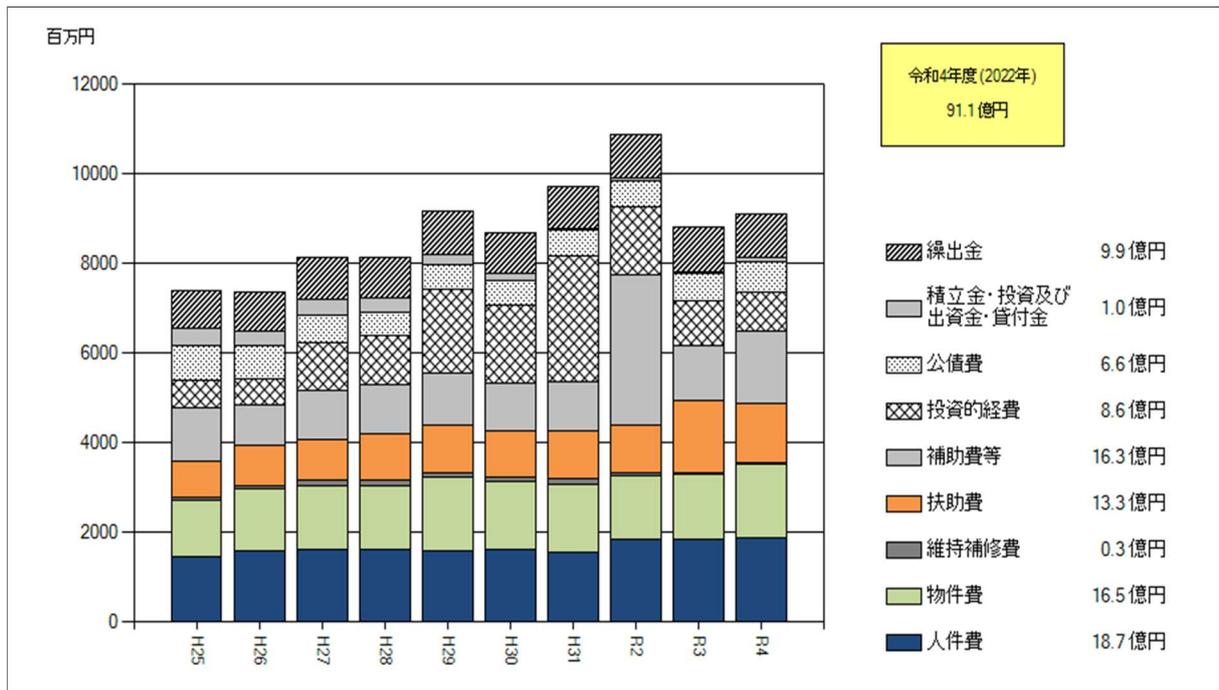
【図表 2-8】歳出決算額の推移（千円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①人件費	1,454,656	1,578,169	1,622,275	1,623,251	1,591,486
②物件費	1,264,364	1,404,136	1,423,070	1,420,207	1,645,132
③維持補修費	79,286	76,193	124,784	142,043	112,401
④扶助費	807,959	887,753	900,398	1,016,112	1,041,190
⑤補助費等	1,182,688	904,372	1,090,840	1,097,824	1,180,444
⑥消費的経費（①～⑤の計）	4,788,953	4,850,623	5,161,367	5,299,437	5,570,653
⑦投資的経費	591,085	572,222	1,066,986	1,086,020	1,838,379
⑧公債費	794,948	758,136	600,165	526,165	553,371
⑨積立金・投資及び出資金・貸付金	382,494	306,364	385,839	304,295	249,258
⑩繰出金	824,148	869,159	923,837	910,258	943,118
合計（⑥～⑩の計）	7,381,628	7,356,504	8,138,194	8,126,175	9,154,779
義務的経費（①+④+⑧）	3,057,563	3,224,058	3,122,838	3,165,528	3,186,047

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
①人件費	1,616,168	1,558,789	1,844,949	1,848,018	1,868,155
②物件費	1,521,621	1,527,357	1,425,971	1,464,682	1,648,264
③維持補修費	100,125	117,962	62,779	24,944	27,177
④扶助費	1,022,277	1,051,281	1,051,015	1,595,328	1,329,178
⑤補助費等	1,061,972	1,105,098	3,372,974	1,245,829	1,627,407
⑥消費的経費（①～⑤の計）	5,322,163	5,360,487	7,757,688	6,178,801	6,500,181
⑦投資的経費	1,748,833	2,791,575	1,491,558	986,163	858,467
⑧公債費	558,097	587,062	584,321	609,125	664,129
⑨積立金・投資及び出資金・貸付金	151,722	53,286	56,064	37,023	101,498
⑩繰出金	915,720	932,477	974,900	1,003,017	989,760
合計（⑥～⑩の計）	8,696,535	9,724,887	10,864,531	8,814,129	9,114,035
義務的経費（①+④+⑧）	3,196,542	3,197,132	3,480,285	4,052,471	3,861,462

（※決算カードより）

【図表 2-9】歳出決算額の推移（分類別棒グラフ）



3 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、償却対象資産（建物や道路、橋りょう等）の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することで、耐用年数に対して減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標です。この指標が高いほど施設等の老朽化が進んでいることを示します。

本町の令和3年度の有形固定資産減価償却率は55.8%で、類似団体¹よりも良好となっておりますが、年々その比率が増加し施設等の老朽化が進んでいることがわかります。

【図表 2-10】有形固定資産減価償却率の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
砥部町	47.6%	51.8%	53.1%	53.7%	55.8%
類似団体平均	57.5%	59.3%	60.3%	61.5%	61.0%

¹ 人口及び産業構造等により全国の市町村を分類したものを市町村類型といい、同じグループに属する団体を類似団体といいます。砥部町が該当する「V-2」グループの区分は以下のとおりです。

- 人口規模：20,000人以上
- 産業構造：第2次・第3次産業人口の割合が80%以上かつ第3次産業人口の割合が60%以上



第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し

第1節 対象施設

公共施設等総合管理計画における対象施設は、本町が保有または借り上げている全施設を対象とします。公共施設等は、3つの類型（建物系公共施設、土木系公共施設、企業会計施設）に分類されます。さらに、建物系公共施設は、学校教育系施設、町民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、病院施設、公園、行政系施設、公営住宅、供給処理施設、その他に分類され、土木系公共施設は、道路、そして、企業会計施設は、上水道施設、下水道施設に分類されます。なお、【図表 3-1】では、整理した内容を示しています。

【図表 3-1】対象とする施設分類（機能別分類）

類型区分	大分類	中分類	主な施設
建物系 公共施設	学校教育系施設	学校	小学校・中学校
		その他教育施設	山村留学センター・給食センター等
	町民文化系施設	集会施設	中央公民館・文化会館等
	社会教育系施設	図書館	図書館
		博物館等	坂村真民記念館
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	陶街道ゆとり公園体育館等
	産業系施設	産業系施設(砥部焼・観光関連施設)	農業研修センター・ふるさと生活館(伝統産業会館・陶芸創作館・とべ温泉・峡の館等)
	子育て支援施設	幼稚園・保育園	幼稚園・保育所・こども園
		幼児・児童施設	児童館・放課後児童クラブ
	保健・福祉施設	保健施設	保健センター
		高齢者福祉施設	老人福祉センター・老人憩いの家等
		その他社会福祉施設	総合福祉センターはらまち
	病院施設	病院施設	国保診療所
	公園	公園	赤坂泉公園、神の森公園等
	行政系施設	庁舎等	本庁舎・広田支所・旧広田支所
公営住宅	公営住宅	公営住宅等	
供給処理施設	供給処理施設	美化センター・千里埋立処分場	
その他	その他	消防団詰所・車庫・防火水槽等	
土木系 公共施設	道路	道路	1級・2級・その他町道
		橋りょう	PC橋・RC橋等
企業会計 施設	上水道施設	上水道施設	配水池・ポンプ場・上水道管等
	下水道施設	下水道施設	公共下水道・農業集落排水・集中合併浄化槽施設・汚水管渠等

第2節 保有状況

【図表 3-2】は、本町が保有している公共施設の分類別施設数及び延床面積を示しています。160 施設 192 棟を保有しており、延床面積の合計は 93,775 m²となっています（令和5年 4月 1 日時点）。

【図表 3-2】施設分類別の保有状況

区分	大分類	中分類	施設数	棟数	延床面積(m ²)	構成比(%)
普通会計	学校教育系施設	学校	5	24	28,571	30.5%
		その他教育施設	4	4	3,365	3.6%
	町民文化系施設	集会施設	4	5	10,144	10.8%
	社会教育系施設	図書館	1	1	747	0.8%
		博物館等	1	1	641	0.7%
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	12	7	7,394	7.9%
	産業系施設	産業系施設	14	14	5,669	6.0%
	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	6	6	4,900	5.2%
		幼児・児童施設	5	5	566	0.6%
	保健・福祉施設	保健施設	1	1	651	0.7%
		高齢者福祉施設	4	4	2,019	2.2%
		その他社会福祉施設	1	1	1,263	1.3%
	病院施設	病院施設	1	1	511	0.5%
	公園	公園	9	17	522	0.6%
	行政系施設	庁舎等	2	1	3,697	3.9%
	公営住宅	公営住宅	18	27	9,182	9.8%
供給処理施設	供給処理施設	2	2	2,594	2.8%	
その他	その他	30	30	4,981	5.3%	
企業会計	上水道施設	上水道施設	31	32	1,876	2.0%
	下水道施設	下水道施設	9	9	4,479	4.8%
総計			160	192	93,775	100.0%

【図表 3-3】施設保有量の推移

区分	大分類	計画策定時 (平成29年3月末)		計画改訂時 (令和5年3月末)	
		棟数	延床面積(m ²)	棟数	延床面積(m ²)
普通会計	学校教育系施設	-	-	28	31,936
	町民文化系施設	-	-	5	10,144
	社会教育系施設	-	-	2	1,389
	スポーツ・レクリエーション系施設	-	-	7	7,394
	産業系施設	-	-	14	5,669
	子育て支援施設	-	-	11	5,465
	保健・福祉施設	-	-	6	3,934
	病院施設	-	-	1	511
	公園	-	-	17	522
	行政系施設	-	-	1	3,697
	公営住宅	-	-	27	9,182
	供給処理施設	-	-	2	2,594
	その他	-	-	30	4,981
企業会計	上水道施設	-	-	32	1,876
	下水道施設	-	-	9	4,479
総計		259	84,592	192	93,775

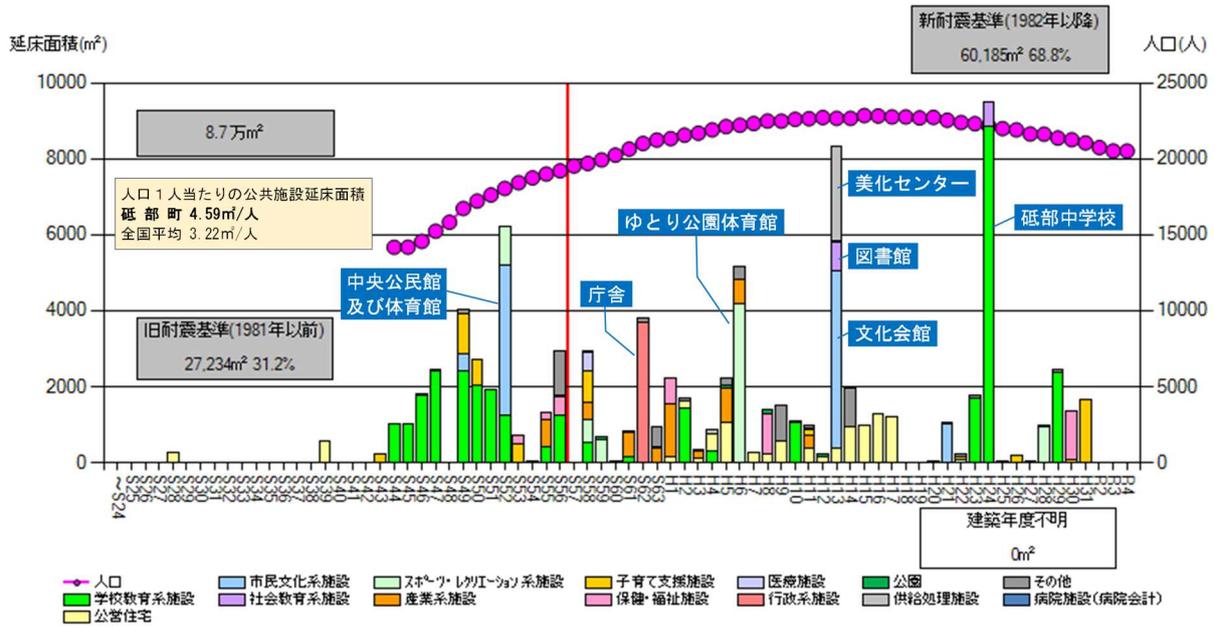
第3節 建物系公共施設

1 築年別整備状況

【図表 3-4】は、建物系公共施設の建築年別の面積を示しており、本町においては、昭和44年頃から公共施設を整備してきました。町村合併以降は建設投資を抑制してきましたが、すでに老朽化した施設の更新時期を迎え、砥部中学校、学校給食センター、麻生保育所を建替え、総合福祉センターはらまち等を新築しました。

また、新耐震基準となった昭和56年度以前に建築された施設は、延床面積全体の31.2%を占めています。

【図表 3-4】 建物系公共施設築年別整備状況（※総務省試算ソフトより算出）



※市民文化系施設＝町民文化系施設、医療施設＝病院施設

2 過去に行った対策の実績

【図表 3-5】は、本計画策定（平成 29 年 3 月）以降、公共施設マネジメントとして実施した主な対策を示しています。

【図表 3-5】 過去に行った対策の実績

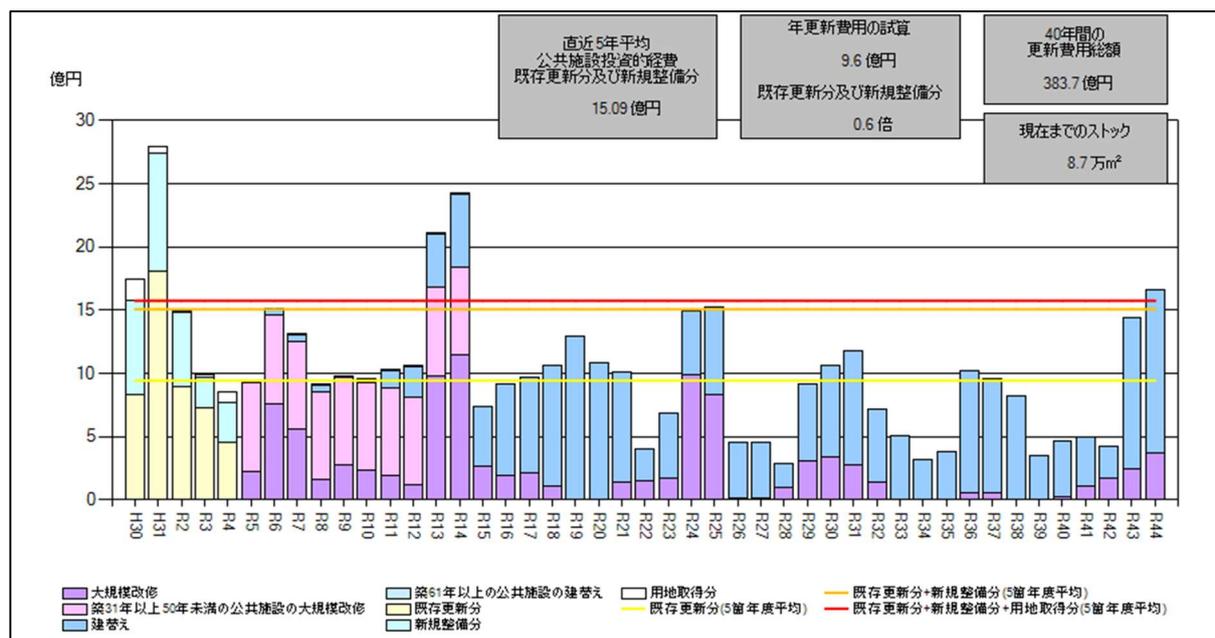
対策の種類	対策年度	取組内容
解体	H29	旧砥部学校給食センター（新設統合）
	H29	旧第7分団車庫の解体（更新）
	H29	旧第7分団詰所の解体（更新）
	R1	麻生児童館の解体（総合福祉センターはらまちに機能移設）
	R2	旧麻生保育所の解体（更新）
	R2	旧第7分団器具倉庫の解体
	R4	砥部老人憩いの家の解体（総合福祉センターはらまちに機能移設）
建替え・新規取得	H29	砥部町学校給食センターの新築
	H29	第7分団車庫・詰所の新築
	H30	宮内第1放課後児童クラブの新築
	H30	総合福祉センターはらまちの新築
	R1	麻生保育所の新築
統廃合	H29	旧砥部町学校給食センター・旧広田村学校給食センターの統合 → 砥部町学校給食センター

対策の種類	対策年度	取組内容
	H30	砥部保育所・砥部幼稚園の統合 → 砥部こども園
貸付	H29	旧広田学校給食センターの民間貸付（新設統合）
	R1	旧高市小学校校舎の民間貸付
	R2	旧玉谷小学校校舎の民間貸付
	R4	旧医師住宅の民間貸付

3 将来の更新費用の推計

【図表 3-6】は、建物系公共施設の将来の更新費用の推計を示しています。本町が所有する公共施設について、耐用年数を経過後、現状規模のまま建替えを行った場合、今後 40 年間で 383 億 7 千万円の投資的経費を要し、1 年あたりの平均は 9 億 6 千万円かかる試算となりました。直近 5 か年の公共施設にかかる投資的経費の年平均は 15 億 1 千万円であるため、不足することにはなりません。今後、財政状況はさらに厳しくなることが予測され、現状のままの施設の規模を維持することはきわめて困難です。

【図表 3-6】建物系公共施設の更新費用（※総務省試算ソフトより算出）



4 公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）の更新費用シミュレーション条件 更新費用の試算にあたっての設定条件は、以下のとおりとします。

- 更新費用の推計額
事業費ベースでの計算とします。
一般財源負担見込み額を把握することが困難であるためです。
- 計算方法
耐用年数経過後に、現在と同じ延べ床面積などで更新すると仮定して計算します。
延べ床面積×更新単価
- 更新単価
既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用します。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料などについては含むものとして想定しています。
- 耐用年数
標準的な耐用年数とされる 60 年を採用することとします。
※ 日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より
- 地域格差
地域差は考慮しないものとします。
- 耐用年数が超過しているもの
今後 10 年間で均等に更新するものとして計算します。
- 建替え期間
設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、建替え期間を 3 年間として計算します。
- 大規模改修
実施年数は 30 年とし、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、改修期間を 2 年間として計算します。

【図表 3-7】～【図表 3-9】は、公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）更新単価を示した表です。大規模改修については、参考までに単価を表示しています。

【図表 3-7】総務省公共施設等更新費用試算ソフト更新単価（建物系公共施設）

施設分類	大規模改修	建替え
町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
病院施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

【図表 3-8】総務省公共施設等更新費用試算ソフト更新単価（道路・橋りょう）

分類	更新年数	更新単価
一般道路	15 年	4,700 円/㎡
自転車歩行者道	15 年	2,700 円/㎡
橋りょう	60 年	448,000 円/㎡

【図表 3-9】総務省公共施設等更新費用試算ソフト更新単価（上下水道）

分類	年数	割合	単価
プラント大規模改修	30 年	60%	
プラント更新	60 年	100%	
上水道管更新	40 年		97,000～923,000 円/m
下水道管更新	50 年		124,000 円/m

第4節 土木系公共施設

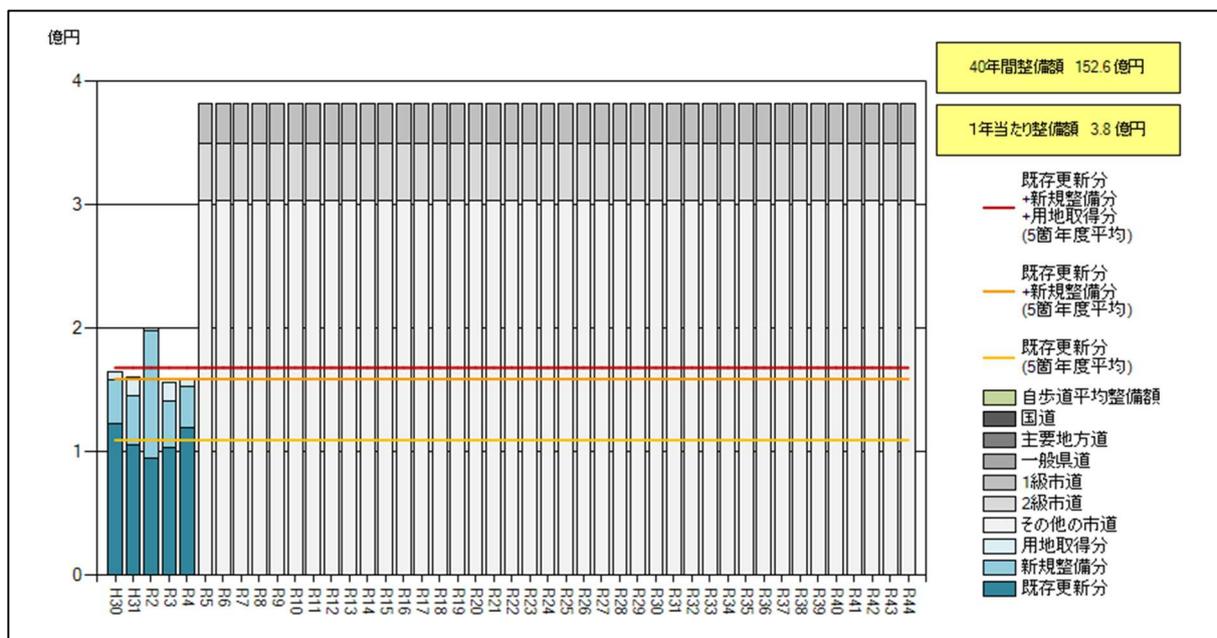
1 道路の更新費用の推計

【図表 3-10】は、道路の将来の更新費用の推計を示しています。本町が所有する道路について、将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で152億6千万円かかる試算となりました。年平均を計算すると、毎年3億8千万円かかる試算です。

【図表 3-11】は、道路の直近5か年の投資的経費を示しています。1年あたりの平均は1億7千万円であることから、2億1千万円不足する試算です。

(現状の道路にかかる1年あたりの投資的経費の約2.2倍)

【図表 3-10】道路の更新費用（※総務省試算ソフトより算出）



【図表 3-11】道路の直近5か年の投資的経費（千円）

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成30年度(2018年)	123,243	35,349	6,117	164,709
平成31年度(2019年)	106,243	39,400	14,528	160,171
令和2年度(2020年)	95,350	102,227	2,554	200,131
令和3年度(2021年)	103,982	36,852	15,210	156,044
令和4年度(2022年)	119,519	33,600	6,823	159,942
平均	109,667	49,486	9,046	168,199

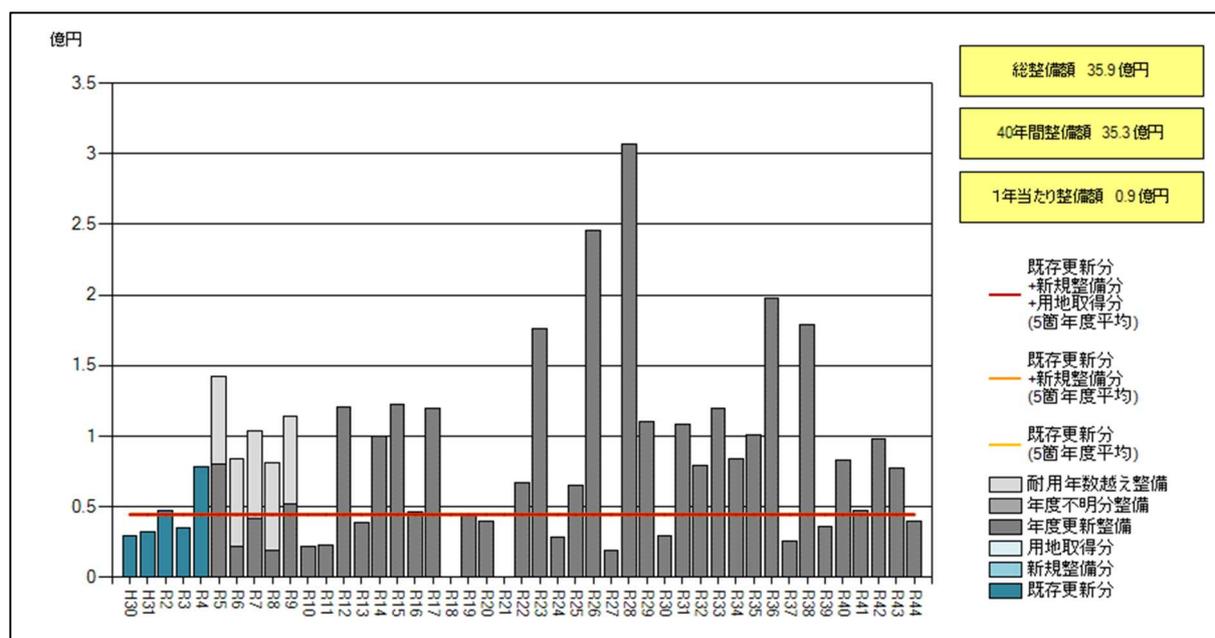
2 橋りょうの更新費用の推計

【図表 3-12】は、橋りょうの将来の更新費用の推計を示しています。本町が所有する橋りょうについて、将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で 35 億 3 千万円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年 9 千万円かかる試算です。

【図表 3-13】は、橋りょうの直近 5 か年の投資的経費を示しています。1 年あたりの平均は 4 千万円であることから、5 千万円不足する試算です。

(現状の橋りょうにかかる 1 年あたりの投資的経費の約 2.3 倍)

【図表 3-12】 橋りょうの更新費用 (※総務省試算ソフトより算出)



【図表 3-13】 橋りょうの直近 5 か年の投資的経費 (千円)

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 30 年度(2018 年)	29,811	0	0	29,811
平成 31 年度(2019 年)	32,744	0	0	32,744
令和 2 年度(2020 年)	47,415	0	0	47,415
令和 3 年度(2021 年)	34,990	0	0	34,990
令和 4 年度(2022 年)	78,287	0	0	78,287
平均	44,649	0	0	44,649

第5節 企業会計施設

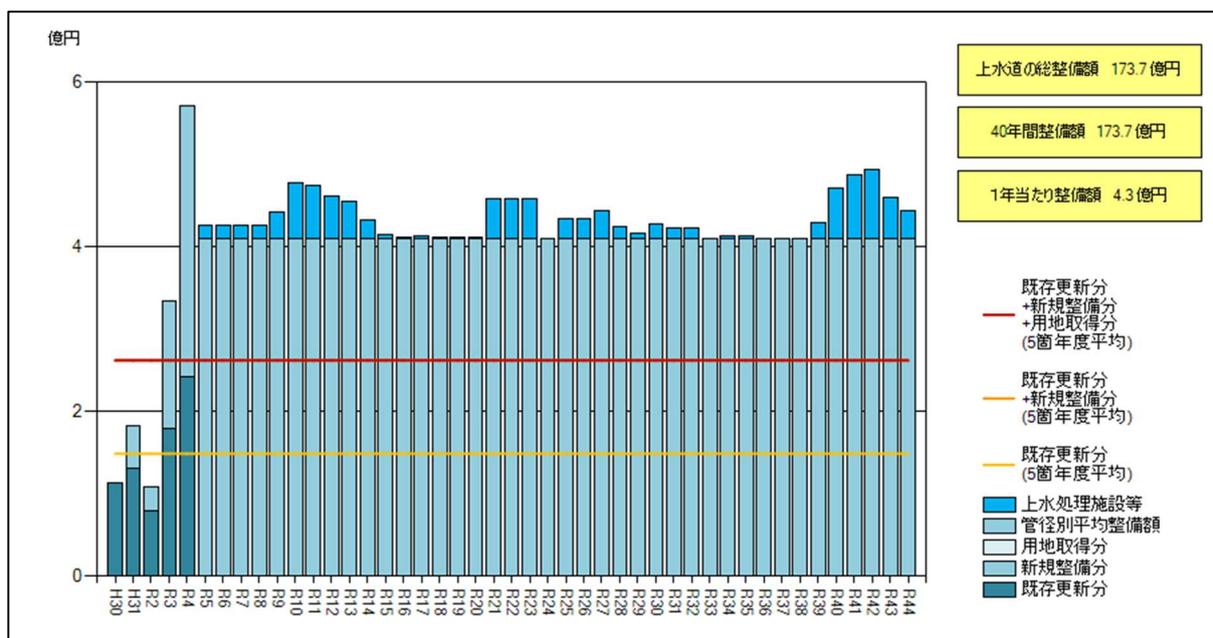
1 水道施設の更新費用の推計

【図表 3-14】は、水道施設の将来の更新費用の推計を示しています。本町が所有する水道施設について、将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で 173 億 7 千万円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年 4 億 3 千万円かかる試算です。

【図表 3-15】は、水道施設の直近 5 か年の投資的経費を示しています。1 年あたりの平均は 2 億 6 千万円であることから、1 億 7 千万円不足する試算です。

(現状の水道施設にかかる 1 年あたりの投資的経費の約 1.7 倍)

【図表 3-14】水道施設の更新費用（※総務省試算ソフトより算出）



【図表 3-15】水道施設の直近 5 か年の投資的経費（千円）

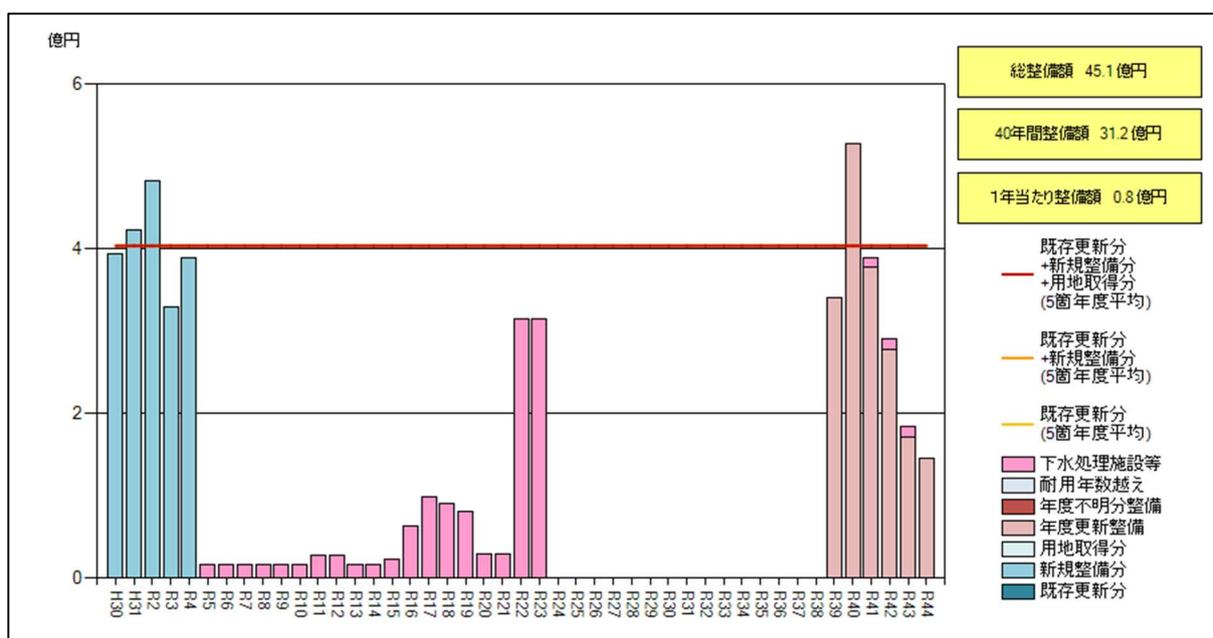
年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 30 年度(2018 年)	113,663	0	0	113,663
平成 31 年度(2019 年)	130,978	52,020	0	182,998
令和 2 年度(2020 年)	79,498	29,513	0	109,011
令和 3 年度(2021 年)	179,233	154,745	0	333,978
令和 4 年度(2022 年)	241,607	329,583	0	571,190
平均	148,996	113,172	0	262,168

2 下水道施設の更新費用の推計

【図表 3-16】は、下水道施設の将来の更新費用の推計を示しています。本町が所有する下水道施設について、将来の更新費用を試算した結果、現状規模のまま更新を行った場合、今後40年間で31億2千万円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年8千万円かかる試算です。

【図表 3-17】は、下水道施設の直近5か年の投資的経費を示しています。1年あたりの平均は3億8千万円であることから、不足しない計算ですが、今後も新規整備を行っていく計画のため、注意しなければなりません。

【図表 3-16】下水道施設の更新費用（※総務省試算ソフトより算出）



【図表 3-17】下水道施設の直近5か年の投資的経費（千円）

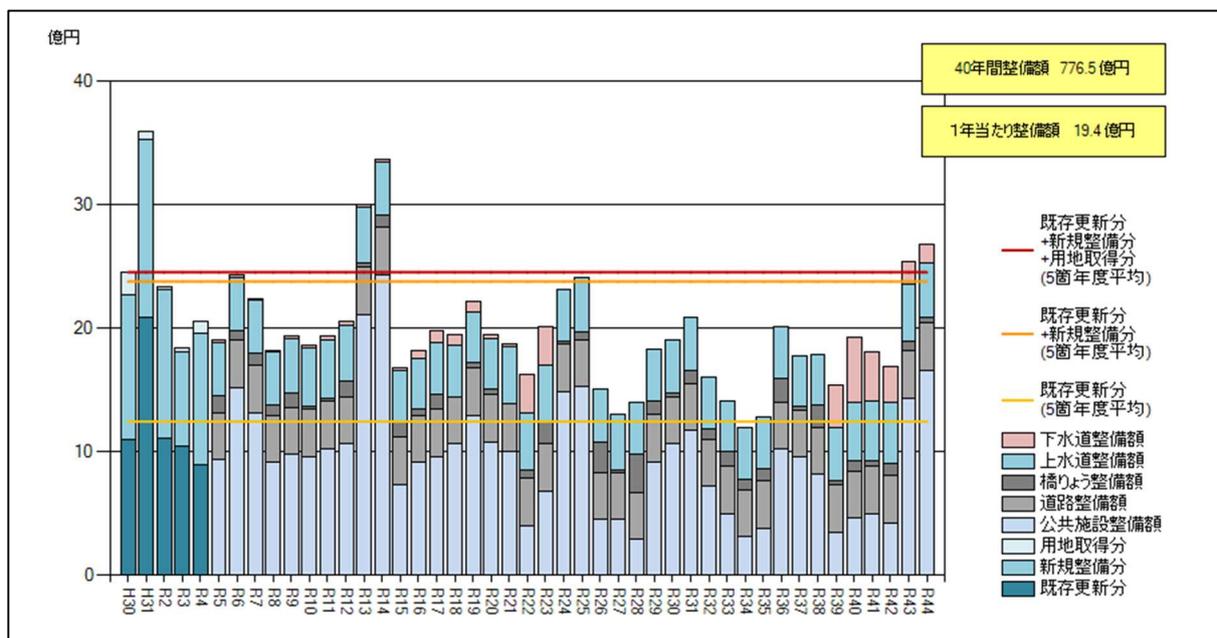
年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成30年度(2018年)	0	482,593	0	482,593
平成31年度(2019年)	0	329,831	0	329,831
令和2年度(2020年)	0	389,441	0	389,441
令和3年度(2021年)	0	409,965	0	409,965
令和4年度(2022年)	0	278,679	0	278,679
平均	0	378,102	0	378,102

第6節 公共施設とインフラ全体

【図表 3-18】は、建物系、土木系、企業会計すべての公共施設の将来の更新費用の推計を示しており、今後40年間で776億5千万円かかることが分かりました。年平均を計算すると、毎年19億4千万円かかる試算です。

【図表 3-19】は、公共施設とインフラ全体の直近5か年の投資的経費を示しています。1年あたりの平均は23億6千万円であることから、不足することにはなりません。今後、財政状況はさらに厳しくなることが予測され、現状のままの施設の規模を維持することはきわめて困難です。

【図表 3-18】 公共施設とインフラ全体の更新費用（※総務省試算ソフトより算出）



【図表 3-19】 公共施設とインフラ全体の直近5か年の投資的経費

施設分類	建物系	土木系	企業会計	合計
更新費用 (40年間の平均)	9.6億円	4.7億円	5.1億円	19.4億円
投資的経費 (5か年の平均)	15.1億円	2.1億円	6.4億円	23.6億円
不足額	△5.5億円	2.6億円	△1.3億円	△4.2億円

※【図表 3-18】の1年あたり整備額と【図表 3-19】の更新費用合計の数値は、端数処理上、合致しません。



第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

第1節 公共施設における現状と課題

1 施設の老朽化

建物系公共施設の約50%が築30年を経過しており、施設の老朽化が進んでいます。今後、施設の安全性や品質を保つために更新が必要となります。

また、建物系公共施設の将来の更新費用の推計（17ページ【図表 3-6】建物系公共施設の更新費用（※総務省試算ソフトより算出）を参照）では、令和12年までは、1年あたりの更新費用はおおむね10億円程度で推移しています。

令和13年及び令和14年は急激に更新費用が増加しますが、令和15年以降は、1年あたりの更新費用が5億円から10億円程度となる予測です。

2 住民ニーズの変化

本町では、今後も急速な高齢化と人口減少が進行し、人口構成が変化していくことが予測されます。これに合わせて、住民ニーズも変化することが考えられます。住民ニーズが変化していくことを踏まえて、利用者が減少して使用頻度の低下した施設や住民ニーズに対応した公共サービスの在り方も見直すことが必要です。そして、公共施設の利用需要の変化に応じて、公共施設等の最適な質や量を実現することが望まれます。

3 財源の不足

本町では、高齢化などに伴う税収の減少と、扶助費の増加、さらに、普通交付税の合併特例措置の段階的な削減により、公共施設等の更新費用に必要な財源の確保はさらに難しくなることが予測されます。財源を捻出するとともに、公共施設等の最適化（集約化・複合化・転用・廃止など）により投資的経費の圧縮を図ることが必要となります。

第2節 基本方針

施設の改修・更新にかかる将来コスト試算の結果を踏まえ、以下のとおり基本方針を設定します。基本方針の設定にあたっては、公共施設（町民利用施設、行政施設）とインフラ系（企業会計施設）に大別し、公共施設については、新規整備を抑制するとともに、施設の複合化などにより施設総量を縮減し、将来の更新費用を削減します。

1 新規整備の抑制

- 長寿命化計画や長期修繕計画などに従い、既存施設の有効活用を図り、新規整備は原則として行いません。

※ ただし、町の重要施策の実現のためには、新規整備が必要な場合もあります。

- 新設が必要な場合は、必要性や優先順位、費用対効果を考慮して行います。

- 事業手法としては、PPP²（公民連携）・PFI³などの民間活力の導入など、幅広く検討します。
- 少子高齢化、人口減少に対応した持続可能なまちづくりを推進します。

2 施設複合化の推進

- 施設の更新（建替え）については、まず、施設の統合・整理や遊休施設の活用、施設の複合化などを検討し、機能を維持しつつ施設総量を縮減します。
- 複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化します。また、施設の複合化により空いた土地は、活用・処分を促進します。

3 更新費用の縮減

- 本町の公共施設の更新費用は 40 年間で 383 億 7 千万円を要するという試算がされており、更新費用を大幅に縮減することが必要であり、スクラップアンドビルド⁴を徹底します。
- また、総人口が今後 20 年で 23%減少することを踏まえ、施設を更新する際には、床面積を縮小することを基本とします。
- 稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、なお稼働率が低い場合は、統合・整理を検討します。
- 改修・更新コスト、維持管理コストを縮減します。

4 インフラ整備のローコスト化

- 現状の投資額（一般財源）を維持、現状の投資額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施します。
- 長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進、ライフサイクルコスト（施設の建設・使用・解体を通してかかる費用）を縮減します。
- PPPなど民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減します。
- ユニバーサルデザインの導入（バリアフリー化）、防災機能向上などの新たなニーズに対し、効率的な整備・対応を推進し、人口減少・少子高齢化社会に対応した持続可能なまちづくりを推進します。

※ 施設の改修・更新にかかる将来コスト試算については、町財政への影響が大きい一般財源

² PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）とは、官・民が連携して公共サービスなどの提供を行う取組の総称。PFI、指定管理者制度、民間委託、民営化などが含まれる。

³ PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、PPPの代表的な手法の一つで、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

⁴ スクラップアンドビルドとは、老朽化して非効率な設備や行政機構を廃棄・廃止して、新しい施設・行政機構におきかえることによって、設備・行政機構の集中化、効率化などを実現すること。

ベースで行っていることから、インフラに係る投資額については一般財源ベースで維持することと想定しています。

第3節 公共施設等の維持管理方針

1 点検・診断等の実施方針

(1) 点検・保守

建物は、数多くの部品、部材や設備機器など、さまざまな素材が組み合わせられて構成され、それらはそれぞれの目的と機能を持っています。それらの部材、設備は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い、本来の機能を低下させていきます。日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使うことができます。

なお、【図表 4-1】では、建築・設備の日常点検項目の例を示しています。

【方針】

- 委託契約により実施している保守・点検・整備については、委託契約どおりに実施されているかどうか、委託先から報告を受け実態を把握します。
- 日常点検ができていない施設について把握を行い、点検項目・点検周期などをまとめたマニュアルを作成し日常点検を実施する体制を構築します。
- 点検・保守及び整備については、その履歴を蓄積して老朽化対策などに生かします。

【図表 4-1】 建築・設備の日常点検項目

建築			設備		
構造別	小項目	点検方法など	設備別	小項目	点検方法など
構造体の安全について	各種荷重に対するチェック		電気設備について	①電気主任技術者の選任	①建物の電気設備の契約電力が50kW以上の場合には電気主任技術者の選任が必要
				②電気設備の決定	②非常照明設備・自動火災報知設備などは「建築基準法」・「消防法」に基づく、有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられている
屋根・屋上について	①防水に対するチェック ②パラペット ③ルーフトレン・とい ④屋上柵・タラップ ⑤丸環 ⑥金属板葺き屋根 ⑦石綿スレート葺き屋根	①防水保護塗膜の点検 ②定期的清掃点検 ③定期的清掃点検 ④定期的手入れと点検 ⑤定期的手入れと点検 ⑥早めの点検補修 ⑦暴風雨前後の点検手入れ	給排水衛生設備について	①消火設備	①消火栓・スプリンクラー設備については「建築基準法」・「消防法」に基づく、有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられている
				②給排水衛生	②運転維持管理については有資格者の選任や検査・点検事項・時期などについて法令で規制されることがある
外装仕上げについて	①吹き付け塗装 ②タイル張り ③石・擬石・テラソ ④非金属仕上げ ⑤鉄部の塗装 ⑥シーリング材 ⑦ガラス	①定期的な吹き付けなおし ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的清掃と塗り替え ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的手入れ ⑦破損点検	冷暖房換気設備について	冷暖房換気設備の維持管理	①ボイラー・冷凍機など法的運転資格者の選任・法的定期点検を受ける
					②ビル管理法上の対象建物は法に定められた運転資格者の選任
					③法に基づく換気設備・排煙設備は有資格者による定期点検検査・報告が義務付けられている
					④冷暖房換気設備を構成する機器は回転振動などによる摩耗、劣化などがおきるので定期点検整備が必要
建具について	①アルミ製建具 ②鋼製建具 ③シャッター・防火扉 ④建具金物	①定期的点検パッキン材取替 ②定期的清掃点検 ③定期的点検整備 ④締め付け調整	昇降機設備について	エレベーター・エスカレーターなど	①「建築基準法第12条」により定期点検報告が義務付けられている
					②昇降機設備は複雑な制御機構を持った精度の高い機器設備なので維持管理は専門技術者に行わせる
内部仕上げについて	①石・擬石・テラソ ②陶磁器質タイル ③モルタル・コンクリート ④弾性床材 ⑤板張り・フローリング・フロック ⑥カーペット類 ⑦塗装 ⑧壁紙・布張り木材生	①～⑧省略	ガス設備について		ガス漏れ検知装置、その他の安全装置については定期的に専門業者の点検を受ける
厨房・浴室・便所など水を使用する場所について	①厨房 ②浴室 ③便所	①定期的清掃、グリストラップの内部点検 ②使用後の清掃、換気 ③拭き取り清掃	汚染浄化槽設備について	日常点検・保守	①消毒液を常にタンクに確保しておく ②駆動装置およびポンプ設備は、常時作動させておく
外構・その他について	①境界標石	①隣接地工事の際注意			
	②排水溝	②点検清掃			

(※建築リニューアル支援協会「建築・設備の日常点検項目」より)

(2) 施設の診断

【図表 4-2】は、公共施設等の診断の対象となる評価項目を例示しています。図表で示している項目のうち、現況把握のための施設診断では、①施設の安全性、②耐久性、③不具合性、④適法性の4項目が、最低限必要な診断項目となります。

安全性や耐久性などの診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を蓄積することで、計画的な保全に活用することができます。

また、時代の流れや住民のニーズの変化に対応していくためにも、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能診断も併せて行っていく必要があります。

【図表 4-2】公共施設診断の対象となる評価項目

記号	評価項目	評価内容
a.	安全性	・敷地安全性（耐災害）、建築耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b.	耐久性	・建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
c.	不具合性	・施設各部位（構造・仕上・付帯設備・建築設備）の不具合性
d.	快適性	・施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
e.	環境負荷性	・施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
f.	社会性	・地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
g.	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
h.	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i.	適法性	・建築法規、消防法、条例
j.	情報管理の妥当性	・情報収集、情報管理、情報利活用
k.	体制・組織の妥当性	・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l.	顧客満足度	・顧客満足度、職員満足度
m.	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n.	供給水準の適正性	・供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
o.	施設利用度	・施設利用率、空室率
p.	点検・保守・改修コストの適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
q.	運用コストの適正性・平準化	・運用費、水道光熱費
r.	ライフサイクルコストの適正性	・ライフサイクルコスト

（※FM 評価手法・JFMES13 マニュアル（試行版）より）

【方針】

- 耐震診断、劣化診断などの診断結果があるものはそのデータを利用し、公共施設調書などから転用できるデータも活用して、本町で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、診断を行うことを検討します。

2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

(1) 維持管理・修繕の実施方針

建物を長期にわたり使用するためには、設備機器の日常的な点検、消耗品の交換や清掃などが欠かせません。清掃は、建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高めるとともに、建物の劣化防止としても重要です。

維持管理等については、故障や不具合が発生してから行う「事後保全」ではなく、計画的にメンテナンスを行う「予防保全」の取組を推進します。

また、これらの維持管理等に関する取組は、町や指定管理者などが役割を決め、速やかな対応ができる体制を構築する必要があります。

【方針】

- 維持管理・修繕を計画的かつ効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、トータルコスト⁵を縮減します。（予防保全型維持管理⁶の推進）
- 業務委託している点検業務や清掃業務などについて、複数施設の包括委託契約の可能性について検討します。

(2) 更新・改修の実施計画

建物を長期的に有効活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持、あるいは向上することが必要です。大規模改修・更新を行うにあたっては、施設の耐久性、不具合性、施設の規模（広さ・高さ）、使いやすさ、適法性など、様々な診断を行い、時代の流れや住民のニーズの変化に対応していく必要があります。

また、建物の管理は、様々な法規に従い行われています。そのため、法規改正が行われた場合には、既存不適合が生ずる可能性があるため、これらの法規の管理も必要となります。【図表 4-3】では、適法性の主な管理項目を示しています。

【方針】

- 大規模改修・更新をする場合は、公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、単独での更新以外に、統合や複合化の可能性について検討を行います。
- 建築後 30 年を超える施設は、大規模改修・更新の必要性について検討を行います。

⁵ 中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計

⁶ 損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法（（参考）事後的管理・・・施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法）

【図表 4-3】適法性の主な管理項目（参考）

適法性 管理	関連法規 適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、 児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法、学校保健法、医療法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査の 履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、 空気質検査、特殊建築物の定期検査
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、 自家用電気工作物の点検

3 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保し、そのなかに配置されている資産や情報を守るためにも重要です。【図表 4-4】は、施設の安全確保に係る評価項目をまとめたものです。高い危険性が認められる公共施設については、早急に利用停止、取壊しなどの判断をしなければなりません。万一の事故・事件・災害に遭遇したときにも、損害を最小限にとどめ、速やかに復旧する体制を日頃から整えておく必要があります。

【方針】

- 定期点検の実施により、建物や設備の危険箇所の早期発見につなげます。台風などの災害後には、一斉点検を実施します。
- 危険性が認められた建物や設備については、早急に安全確保の対策を実施します。今後も、利用見込みのない公共施設等については、取壊しを行います。
- 施設の新設・建替えを検討する際には、災害安全性などを考慮した場所への設置を検討します。

【図表 4-4】施設の安全確保に係る評価項目

評価項目			内容		
大項目	中項目	小項目			
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層・有・無	
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無	
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無	
		敷地安全対策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無	
			緊急自動車接近	・道路幅	
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無	
			危険物の種類	・消防法危険物（1類・2類・3類）・有・無	
		建物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
				常時床荷重	・許容積載荷重・超過
			耐震安全性	建設年	・1981年6月以前
	耐震診断			・I s 値>0.6/0.6> I s 値0.3/0.3> I s 値	
	耐震補強			・要・不要	
	耐震等級			・等級	
	免震、制震			・有・無	
	耐風安全性		耐風等級	・等級	
	耐水安全性		浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度	
	耐落雷安全性		避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度	
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能	
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保	
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用侵入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保	
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況	
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散速度	
		水質安全性	水質検査	・有・無	
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度	
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度	
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度	
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度	
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況（年代・部位）	
			PCB排除	・トランス・蛍光灯・シーリングからPCB排除状況（年代・部位）	
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況	
			CCA対策	・木造土台のCCA・有無	
		公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度	
			風害防止性	・風害防止要件の満足度	
			電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度	
			騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度	
	障害防止性		・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度		
	外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度			
	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%	
			耐用年数（償却）	・法的耐用年数	
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数（60年）と築年の差	
外壁・屋根耐久性			・外壁・屋根耐用年数（40年）と改修年の差		
付属設備耐久性			・設備耐用年数（20年）と改修年の差		
不具合現況		構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況	
			土台	・腐れ、欠損の状況	
		外部仕上不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況	
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況	
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況	
	内部仕上不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無		
		内壁	・割れ、剥がれ、変色・有・無		
	付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況		
		広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況		
	建築設備不具合	電気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況		
給排水衛生設備機器本体		・き裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況			
空調換気設備機器本体		・き裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況			
搬送設備機器本体		・き裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況			
その他設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況				

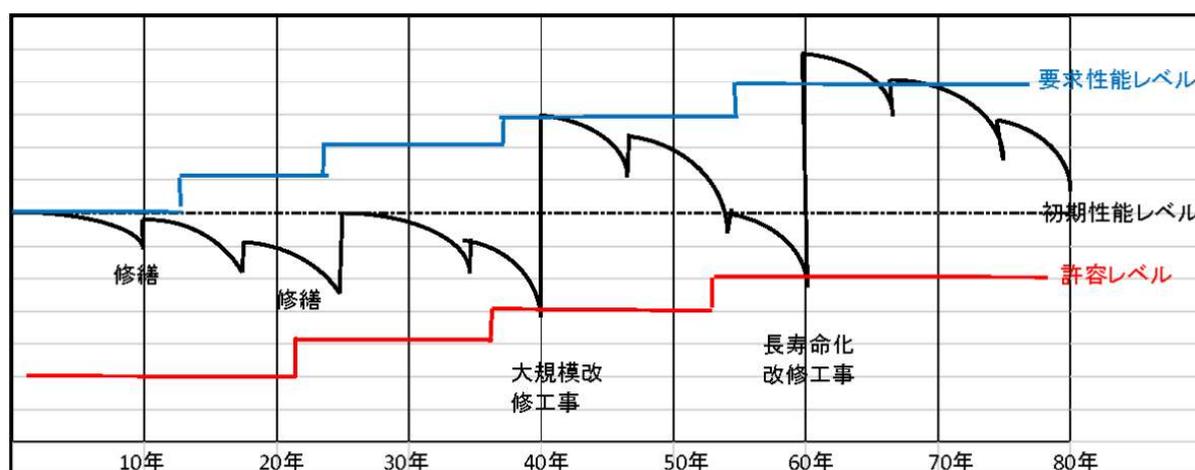
（※FM 評価手法・JFMES13 マニュアル（試行版）より）

4 長寿命化の実施方針

【図表 4-5】は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。建設から 40 年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能、あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。

しかし、建築後 40 年程度経過すると、点検・保守による修繕・小規模改修工事では、機能・性能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは、時代に応じて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。さらに、施設の寿命を延ばすには、長寿命化改修工事が必要となります。

【図表 4-5】長寿命化における経過年数と機能・性能



【方針】

- 今後も保有し続ける施設については、ライフサイクルコスト（施設の建設・使用・解体を通してかかる費用）を考慮し、計画的な修繕や改修など長寿命化対策により、施設の耐久性向上を図ります。
- 橋りょう、公営住宅など個別の長寿命化計画を策定している施設は、それぞれの計画により、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- 施設の更新・改修等をする場合は、将来の用途変更や複合化等にも対応しやすい施設となるよう検討します。また、ユニバーサルデザインの導入（バリアフリー化）などにより機能性も配慮した施設とすることとします。
- 修繕や改修等により長寿命化を行った施設は、長期修繕計画に基づき、計画的な保全を実施します。

5 統合や廃止の実施方針

公共施設の統合や廃止の判断には、客観的な視点による公平な判定が必要です。【図表 4-6】では、施設診断により継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4段階に分類した場合の取組の方向性について事例を示しています。

【図表 4-6】診断結果と取組の方向性（参考）

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	・長期修繕計画の策定	・効果的かつ効率的な運用を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・それに伴う改善策を検討
改善使用	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 ・建替更新時の規模縮小の検討 ・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFIの活用などによる用途変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革などを検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
用途廃止	・空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与など)の検討	・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）などを検討
施設廃止	・施設廃止後は、建物解体	・類似施設への統合を検討
	・施設廃止に伴う跡地は原則売却	<ul style="list-style-type: none"> ・他施設との複合化を検討 ・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）などを検討

公共施設等の統合により、分散していた機能や人員を集約化することで、サービス向上、運営の効率化、コスト削減につながる一方で、住民にとっては、施設が遠くなって不便になるなどの不利益が生じる可能性があります。サービスを維持、あるいは向上すると同時に、不利益を最小限にするために、【図表 4-7】のような種々の公共施設コンパクト化の考え方について、住民の合意を得ながら検討を進めていく必要があります。

【図表 4-7】 公共施設コンパクト化の考え方（参考）

段階	住民サービス水準の変化	行政サービス・施設サービスの考え方	公共施設コンパクト化の施策
I	・住民の痛みを求めない初動的取組	・住民サービスの現状の水準を維持	・公共施設等の運営の効率化 ・公共施設等の賃貸
II	・一定の住民負担を前提とした住民サービスの質の低下を招かない取組 ※合併市町村では大きな政策課題	・行政サービス、施設サービスの質の改善を目指した取組 ・第1段階のコンパクト化	・公共施設等の合築 ・公共施設等の統合
III	・財政収支見通しに基づいた住民の痛みを伴う取組	・行政サービス、施設サービスの見直しにより住民サービスが低下することも想定 ・第2段階のコンパクト化 ※住民の理解と合意形成が必要	・公共施設等の使用制限・使用料金徴収（受益者負担） ・公共施設等の減築 ・公共施設等の廃止
IV	・公共団体が果たすべき公共施設管理の役割を明確にする取組	・民間主体による公共施設管理 ・第3段階のコンパクト化	・公共施設等維持管理の民営化

【方針】

- 施設の安全性、機能性、耐久性、施設効率性、地域における施設の充足率、施設利用率、費用対効果などの客観的な視点によって、公平な施設診断を実施する方法について検討します。
- 施設の統廃合に関しては、現在のサービスを維持・向上させるとともに、不利益を最小限にできるような方法について、住民と十分に協議しながら検討します。

6 耐震化の実施方針

公共施設等の平常時の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、必要な公共施設等の耐震化を推進します。

【方針】

- 耐震診断・耐震改修が完了していない施設については、施設の種類や利用者数、利用特性に加え、防災拠点としての指定の有無などを考慮し、優先順位を決め、計画的に耐震診断・改修を行います。

7 ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、公共

施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化を推進します。

【方針】

- 改修工事等を実施する場合は、障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン化を図ります。

8 脱炭素化の推進方針

第4次砥部町地球温暖化対策実行計画の内容を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等による脱炭素化を推進します。

【方針】

- 脱炭素社会実現のため、太陽光発電設備の設置などによる再生可能エネルギーの導入やLED照明灯等の省エネ性能に優れた機器等の導入による消費エネルギーの省力化など公共建築物における脱炭素化に向けた取組を推進します。

第4節 目標設定

本計画の対象となる建物系公共施設を今後40年間維持した場合、大規模改修・更新にかかる年平均費用は9億6千万円で、本町の公共施設にかかる投資的経費の年平均は15億1千万円であるため、不足することにはなりません。今後、財政状況はさらに厳しくなることが予測されます。

本町では、計画的に施設の更新・統廃合・長寿命化等を実行してきました。この取組を継続しながら施設の最適化に向けた公共施設等マネジメントを一層推進し、町の財政負担を軽減しつつ、行政サービス水準の維持と多様化するサービスへの適切かつ柔軟な対応の実現を目指します。

第5節 マネジメントの推進方針

1 庁内の推進体制

(1) 全庁的な取組体制・管理体制の構築

財産・財政担当課が中心となり、情報の管理や計画の進捗管理を行います。また、関係部局との連携を図り、横断的な体制を構築します。各担当課においては、本計画に基づき、所有する建物系施設やインフラ施設の適切な維持管理を実施します。

(2) 職員の意識改革

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実施するには、全庁的な取組として、公共施設等マネジメントを推進しなければなりません。職員一人一人が公共施設等マネジメントの意義を理解し、持続可能で質の高い住民サービスの提供を目指します。

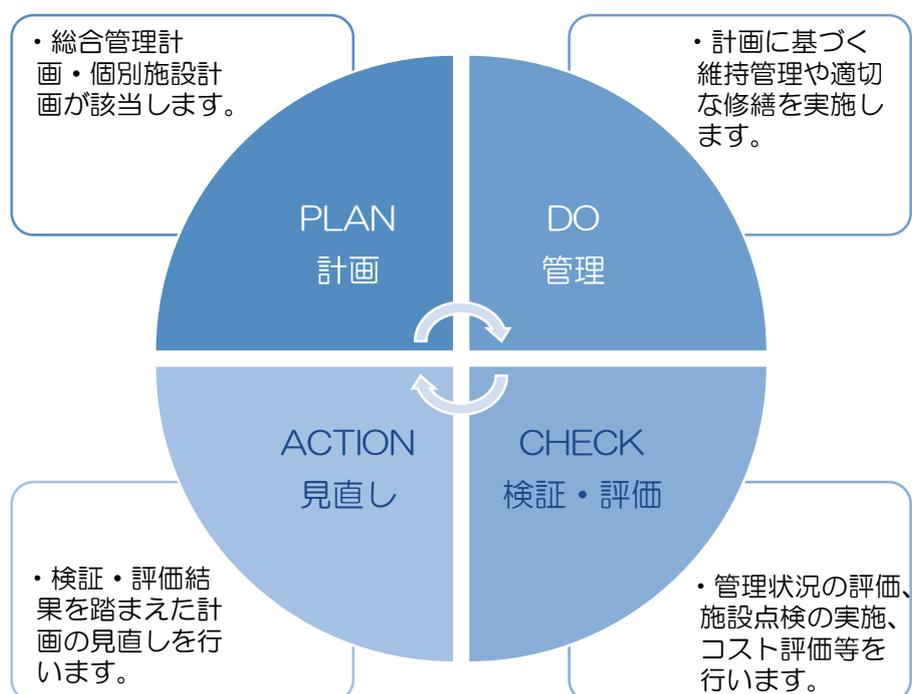
2 フォローアップの実施方針

公共施設等の適正配置を推進するためには、計画立案から事業の実施、事業の評価、改善策の検討といったPDCAサイクル⁷が機能することが必要です。PDCAサイクルに沿った進捗管理を行うことで、適切なタイミングで目標や方針の見直しを実施することができます。

【方針】

- 毎年、各施設の利用状況やコスト調査とともに施設の方向性について、所管課と確認調整を実施します。

【図表 4-8】 PDCAサイクル



⁷ PDCAサイクルとは、PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスのなかに取り込むことでプロセスを普段のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。



第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第1節 建物系公共施設

1 学校教育系施設

(1) 施設の概要

平成 17 年の市町村合併により、本町は小学校 6 校、中学校 2 校の教育施設を有することとなりました。中学校は、旧広田中学校の生徒数減少及び両校校舎の耐震不足を背景に、平成 21 年度に両校を統合（統合校は砥部中学校）、平成 24 年度末に改築を行っています。

小学校は、旧町村域に 3 校ずつ設置されていますが、旧砥部町の 3 校はいわゆる適正規模校であるのに対し、旧広田村の 3 校は、いずれも複式学級の小規模校です。児童数の減少により広田地域における学校運営が課題となるなか、保護者からの統合要望の高まりを受け、平成 29 年 4 月より、現広田小学校に統合しています。

(2) 施設の状況

- 町立小・中学校

【図表 5-1】学校教育系施設（町立小・中学校）の状況

区分	名称	延床面積 (㎡)	建築年度	所管課	課の方針
小学校	麻生	5,762	昭和 47 年度	学校教育課	継続
	宮内	4,785	昭和 49 年度		
	砥部	4,148	昭和 46 年度		
	広田	2,271	平成 3 年度		
中学校	砥部	11,605	平成 24 年度	学校教育課	継続

※ 建築年度は、主たる建物の年度。

※ 延床面積は、校舎棟及び体育館を合算。

砥部地域に位置する小学校は、昭和 40 年代に建築されていますが、平成 10 年から順次耐震補強工事を行っています。ただし、耐震補強後 20 年近く経過していることから、平成 30 年度に砥部小学校、令和 2 年度に麻生小学校、令和 3 年度に宮内小学校の大規模改修（外壁・屋根）を完了しています。

広田地域に位置する広田小学校は、建築から 25 年が経過していることから、令和 6 年度に大規模改修を予定しています。

平成 29 年度に閉校した玉谷及び高市小学校は、建築物が比較的新しいため、普通財産として民間貸付を行っています。

なお、砥部中学校については、前述のとおり平成 24 年度に全面改築しています。

- その他の教育施設

【図表 5-2】学校教育系施設（その他の教育施設）の状況

区分	名称	延床面積 (m ²)	建築年度	所管課	課の方針
教員住宅	広田①	517	昭和 57 年度	学校教育課	解体
	広田②	164	昭和 61 年度	学校教育課	解体
高市山村留学センター		305	平成 3 年度	学校教育課	継続
学校給食センター	砥部	2,379	平成 29 年度	学校教育課	継続

教員住宅については、平成 29 年度以降は、統合による教職員の減少、国道整備による通勤エリアの拡大に伴い、需要の減少が想定され、廃止等の検討を行います。

給食センターについては、旧町村域に 1 施設ずつ設置されていますが、両施設とも建築から相当年数が経過し、老朽化しているとともに、文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」を満たしていない状況となっているため、新たに学校給食センターを平成 29 年度に建設しました。新センターは、町内全ての幼稚園、小・中学校を対象とし、広田地域の旧施設については、普通財産として民間貸付を実施しています。砥部地域の旧施設については、統合後、解体しました。

(3) 維持管理の基本方針

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

これまでの取組により、小・中学校及び給食センターについては、地域の実情を踏まえ、効率的・効果的な施設配置に一定の目処が立ったといえます。しかしながら、少子化により、児童生徒数は減少傾向にあり、既存校舎の建替え時期を目処に再配置の検討が必要です。

また、学級数の減少により空き教室が増加することが考えられ、複合的な利用のあり方についても検討します。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

長期的に利用が見込まれる学校施設について、対症療法的な維持管理から予防保全的な維持管理へ転換し、大規模改修時には、避難所としての利用を想定した防災機能の強化を図ります。

学校給食センターについては、施設の適正な維持管理に努めます。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

構造区分に応じた長寿命化改良策を講じ、65 年以上の目標使用年数を実現することにより、ライフサイクルコストの縮減及び財政負担の平準化を目指します。

また、電気設備等について、LED照明への切替え、省エネ製品への更新を図ることによりコストダウンの方法を検討します。

2 町民文化系施設

(1) 施設の概要

本町は、公民館3施設、公会堂1施設を有しています。

公民館は、中央公民館（体育館を含む。）、千里地区公民館、ひろた交流センターの3施設です。ひろた交流センターは、公民館と支所を兼ねた施設として、平成22年3月に広田地区の総津にオープンしました。

(2) 施設状況

● 公民館

【図表 5-3】町民文化系施設（公民館）の状況

区分	施設名称		延床面積 (㎡)	建築年度	所管課	課の方針
公民館	中央公民館	本館	2,856	昭和52年度	社会教育課	継続
		講堂	1,106	昭和52年度	社会教育課	継続
	千里地区公民館		432	昭和52年度	社会教育課	継続
	ひろた交流センター		1,052	平成21年度	社会教育課	継続

● 公会堂

【図表 5-4】町民文化系施設（公会堂）の状況

区分	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年度	所管課	課の方針
公会堂	文化会館	4,698	平成13年度	社会教育課	継続

(3) 維持管理の基本方針

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

● 公民館

公民館の施設数については、当分の間は現状を維持していくものとし、今後、人口減少に伴う住民ニーズの変化や施設の老朽化状況なども踏まえながら検討していきます。

● 公会堂

文化会館は、建築後20年以上経過し、老朽化が進行しています。しかしながら、本町の重要な文化施設であるため、厳しい財政状況を踏まえながらも、安全性を確保しつつ、効率的・効果的な事業計画に基づく改善・維持修繕により、施設の更新を図ることが求められます。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握して管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

- 公会堂
文化会館は、適正な維持管理を行うとともに、施設のさらなる魅力づくりに努め、利用者数の向上に努めます。
- ③ コストの適正性に関する基本的な考え方
今後、多額の施設改修費が必要となります。
- 公民館
公民館は、運用や設備における省エネ策や清掃などの委託費のコストダウンの方法を検討します。
- 公会堂
文化会館は、水道光熱費について、運用や設備における省エネ策なども考えられます。さらに、清掃などの委託費については、コストダウンの方法を検討します。

3 社会教育系施設

(1) 施設の概要

本町は、図書館1施設、博物館1施設を有しています。

(2) 施設状況

【図表 5-5】社会教育系施設の状況

区分	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年度	所管課	課の方針
図書館	町立図書館	747	平成 13 年度	社会教育課	継続
博物館	坂村真民記念館	641	平成 24 年度	社会教育課	継続

(3) 維持管理の基本方針

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

図書館は、建築後 20 年以上経過し、老朽化が進行しています。しかしながら、本町の重要な文化施設であるため、厳しい財政状況を踏まえながらも、安全性を確保しつつ、効率的・効果的な事業計画に基づく改善・維持修繕により、施設の更新を図ることが求められます。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握して管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

また、施設のさらなる魅力づくりに努める他、他の観光施設とアクセス向上のための整備を行い、利用者数の向上に努めます。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

図書館については、今後、多額の施設改修費が必要となるため、光熱水費などランニングコストの低減に努めます。

4 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 施設の概要

本町は、スポーツ・レクリエーション系施設 12 施設を有しています。

(2) 施設状況

【図表 5-6】スポーツ・レクリエーション系施設の状況

区分	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年度	所管課	課の方針
スポーツ・レクリエーション系施設	陶街道ゆとり公園 (体育館)	3,979	平成 6 年度	社会教育課	継続
	陶街道ゆとり公園 (多目的広場・テニスコート)	—	平成 6 年度	社会教育課	継続
	陶街道ゆとり公園 (管理事務所)	195	平成 6 年度	社会教育課	継続
	陶街道ゆとり公園 (武道場)	925	平成 27 年度	社会教育課	継続
	陶街道ゆとり公園 (グラウンドゴルフ場)	—	平成 27 年度	社会教育課	継続
	田ノ浦町民広場	—	昭和 61 年度	社会教育課	継続
	ひろた町民グラウンド (倉庫・トイレ)	74	平成 22 年度	社会教育課	継続
	大南町民広場	—	昭和 35 年度	社会教育課	継続
	玉谷町民体育館	604	昭和 59 年度	社会教育課	継続
	高市町民グラウンド	—	平成 14 年度	社会教育課	継続
	高市町民体育館	604	昭和 60 年度	社会教育課	継続
	中央公民館体育館	1,014	昭和 52 年度	社会教育課	継続

※ 建物がない施設の延床面積は、「—」と表記。

(3) 維持管理の基本方針

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

建築後 30 年以上経過した施設もあり、老朽化が進行しているなか、厳しい財政状況を踏まえ、安全性を確保しつつ効率的・効果的な事業計画に基づく改善・維持修繕により、施設の更新を図ることが求められます。

将来的に高度利用の必要性や可能性が低いと判断されることが予想される施設については、耐用年数を迎えた際に再検討を行うこととします。また、岩谷ロプールについては、老朽化が進んでいるため、廃止（解体）しました。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保

全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

また、施設のさらなる魅力づくりに努める他、利用者の安全確保と利便性向上に取り組み、利用者数の向上に努めます。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

老朽化が進んだ施設については、多額の施設改修費が必要となります。また、水道光熱費が割高の施設について、運用や設備における省エネ策なども考えられます。さらに、清掃などの委託費については、コストダウンの方法を検討します。

5 産業系施設

(1) 施設の概要

本町は、産業系施設2施設、砥部焼・観光関連施設12施設を有しています。

(2) 施設状況表

- 産業系施設

【図表 5-7】 産業系施設の状況

区分	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年度	所管課	課の方針
産業系施設	農業研修センター	720	昭和 55 年度	農林課	現状のまま存続し、その後処分（解体）を検討
	ふるさと生活館	208	昭和 61 年度	農林課	施設の更新や大規模改修が必要となった時点で、処分（転用・解体）を検討

- 砥部焼・観光関連施設

【図表 5-8】 産業系施設（砥部焼・観光関連施設）の状況

区分	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年度	所管課	課の方針
砥部焼・観光施設	陶芸創作館	472	昭和 57 年度	商工観光課	大規模な改修が必要となった時点で、売却も含め運営方法を検討
	砥部焼伝統産業会館	1,392	昭和 63 年度	商工観光課	継続
	峡の館	325	平成 10 年度	商工観光課	継続
	とべ温泉湯砥里館	630	平成 5 年度	商工観光課	廃止（売却を含めた検討を行う。）
	とべの館	77	昭和 62 年度	商工観光課	継続
	交流ふるさと研修の宿	640	平成 5 年度	商工観光課	大規模な改修が必要となった時点で、売却も含め運営方法を検討
	農村工芸体験館	279	平成 4 年度	商工観光課	大規模な改修が必要となった時点で、売却も含め運営方法を検討

区分	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年度	所管課	課の方針
	第1 陶芸作業場	263	昭和 62 年度	商工観光課	大規模な改修が必要となった時点で、売却も含め運営方法を検討
	第2 陶芸作業場	96	平成 2 年度	商工観光課	大規模な改修が必要となった時点で、売却も含め運営方法を検討
	第3 陶芸作業場	96	平成 2 年度	商工観光課	大規模な改修が必要となった時点で、売却も含め運営方法を検討
	第4 陶芸作業場	410	昭和 61 年度	商工観光課	大規模な改修が必要となった時点で、売却も含め運営方法を検討
	こぶし食堂	63	昭和 63 年度	農林課	大規模な改修が必要となった時点で、売却も含め運営方法を検討

(3) 維持管理の基本方針

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

● 産業系施設

農業研修センターは、設置目的に応じた利用は全くない状態であるため、更新は不要と考えます。地域再編農業構造改善事業を利用していることから、財産処分等については注意する必要があります。

ふるさと生活館は、砥部町生活研究グループの一部の会員が利用しています。今後、利用者は減少していくと考えられ、更新は不要と考えます。農村地域トータルライフ向上対策事業を利用していることから、財産処分等については注意する必要があります。

● 砥部焼・観光関連施設

砥部焼・観光関連施設は、老朽化が進行しています。厳しい財政状況、人口減に伴う利用者減少を踏まえ、安全性を確保しつつ、効率的に改修・維持修繕を実施し、施設の保持を図ります。また、施設は極力保持し、延命に努めるものとしませんが、既に同種の施設があるなど、将来的に必要性や目的優先度が低いと判断される施設については、指定管理契約満了時や耐用年数経過など機会を捉え、売却も含め廃止を検討することとします。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

● 産業系施設

農業研修センターは、消防用設備等保守点検業務を行うことにより、適切な安全管理に努めます。

ふるさと生活館は、厨房のネズミ・害虫駆除を行うことにより、適切な衛生管理に努めます。

● 砥部焼・観光関連施設

砥部焼・観光関連施設は、公共施設長寿命化指針に登載している施設については、保全計画に基づき施設の保持に努めます。その他の施設については、日常点検により、予防保全を

実施します。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

● 産業系施設

農業研修センター及びふるさと生活館は、両施設とも利用頻度が低いことから、今後の維持管理は、保守点検や害虫駆除等必要最低限のコストに抑えることとします。

● 砥部焼・観光関連施設

砥部焼・観光関連施設のうち、老朽化が進行している施設については、今後多額の修繕費が必要となります。また、建築後一度も更新していない設備については、エネルギー効率の悪いものが多いため、計画的に更新することにより、光熱水費などランニングコストの低減に努めます。

6 子育て支援施設

(1) 施設の概要

本町は、保育所3施設、幼稚園2施設、認定こども園1施設、放課後児童クラブ4施設、児童館1施設を有しています。

(2) 施設状況表

● 保育所

【図表 5-9】子育て支援施設（保育所）の状況

区分	名称	延床面積 (㎡)	建築年度	所管課	課の方針
保育所	宮内	805	昭和58年度	子育て支援課	廃止
	麻生	1,663	令和元年度	子育て支援課	継続
	広田	206	平成10年度	子育て支援課	継続

※ 建築年度については、主たる建物の年度を採用。

● 幼稚園

【図表 5-10】子育て支援施設（幼稚園）の状況

区分	名称	延床面積 (㎡)	建築年度	所管課	課の方針
幼稚園	宮内	489	昭和53年度	子育て支援課	継続
	麻生	662	昭和50年度	子育て支援課	R6年度宮内幼稚園に統合

- 認定こども園

【図表 5-11】子育て支援施設（認定こども園）の状況

区分	名称	延床面積 (㎡)	建築年度	所管課	課の方針
認定こども園	砥部	1,075	昭和 49 年度	子育て支援課	継続

※ 建築年度は統合した、砥部幼稚園、砥部保育所の建築年度の古い年度としている。

- 放課後児童クラブ

【図表 5-12】子育て支援施設（放課後児童クラブ）の状況

区分	名称	延床面積 (㎡)	建築年度	所管課	課の方針
放課後 児童クラブ	砥部	63	昭和 46 年度	子育て支援課	継続
	宮内第 1	78	平成 30 年度	子育て支援課	継続
	宮内第 2	93	平成 22 年度	子育て支援課	継続
	麻生	115	平成 26 年度	子育て支援課	継続

- 児童福祉施設

【図表 5-13】子育て支援施設（児童福祉施設）の状況

区分	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年度	所管課	課の方針
児童福祉施設	砥部児童館	217	昭和 43 年度	子育て支援課	継続

児童福祉施設は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく児童厚生施設であり、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としています。

本町の児童福祉施設は、小型児童館に類し、親子クラブや子ども会等の地域組織活動の育成助長を担う施設として位置づけ、子育て支援のみならず、多様な世代との交流も実施しています。

（3）維持管理の基本方針

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

- 保育所

砥部地区において、利用者の増加、低年齢化に伴い保育需要は高まっています。施設の老朽化により更新時期が来ている公立施設 1 施設の閉園に併せて、民間活力を取り入れ、私立保育所を誘致・新設して保育の受け皿を確保します。

広田保育所は、広田地区において就学前児童が利用できる唯一の施設であるため、可能な限り現状を維持して運営を行います。

- 幼稚園

私立幼稚園のサービス向上、保育所利用者の増加等により入園児数は減少傾向にあるため、公立幼稚園2施設を1施設に統合する方針です。継続する1施設も入園希望者数の推移を踏まえ、認定こども園への転換等運営形態を検討する必要があります。

- 認定こども園

すべての子育て家庭の支援を行うことを目的とし、砥部幼稚園と砥部保育所は、平成30年度に認定こども園として統合しました。

- 放課後児童クラブ

対象年齢の拡大、利用希望者の増加に伴い保育室が不足しています。高まる保育需要に対応するため、現状を維持しつつ、保育の受け皿の拡大を図ります。

- 児童福祉施設

砥部地区・麻生地区の子育て活動の拠点として気軽に利用できるよう、適正に配置することを基本的な考えとします。

麻生児童館については、建築後45年以上経過しており、耐震基準を満たしていないことから解体しました。解体に伴い、総合福祉センターはらまちに機能を移しました。

砥部児童館については、麻生児童館と同様に老朽化が進んでいますが、岩谷口区集会所と兼用して利用していることや、長年、地域とのつながりを育んできた施設であるため、近年中の建替えや移転等は予定していません。

そのため、耐震性の問題はありますが、安全性を確保しつつ、維持補修を行いながら利用していく予定です。

しかし、長期的な観点から、施設のあり方については、地元との協議を重ね、方向性を示す必要があります。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

- 保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ

施設の状況を的確に把握して管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って適切な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行います。

- 児童福祉施設

平成26年3月に策定した公共施設長寿命化指針に基づき、安全性を確保しつつ、適切な時期に適切な維持管理または措置を行います。

平成30年度に建設した総合福祉センターはらまちは、子どもから高齢者まで多様な世代が気軽に集える場を目的に、利用者のニーズを踏まえた安心・安全な施設の維持管理を行います。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

- 保育所、幼稚園、認定こども園

老朽化が進んでいる施設には、今後、多額の施設修繕費が必要となります。また、空調設備は、一定年数を経過すると、エネルギー効率の低下や故障リスクが高まるため、計画的に

更新することにより、光熱水費などランニングコストの低減に努めます。

- 放課後児童クラブ

今後の劣化状況を見ながら適正な維持管理に努めます。

- 児童福祉施設

既存施設については、将来的な維持管理費の抑制を図ります。また、長期利用を図るより更新した方が合理的な場合は、更新を検討します。

なお、児童館機能を設置した、総合福祉センターはらまちは、子育て支援、高齢者の健康増進及び介護予防、地域づくり等の拠点を集約した施設とし、効果的・効率的な運営、維持管理を行います。

また、すべての施設において、光熱水費、維持費等の管理を徹底し、コストの適正化に努めます。

7 保健・福祉施設

(1) 施設の概要

本町は、保健施設 1 施設、高齢者福祉施設 4 施設、その他社会福祉施設 1 施設を有しています。

(2) 施設状況表

【図表 5-14】保健・福祉施設（保健施設）の状況

区分	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年度	所管課	課の方針
保健施設	砥部町保健センター	651	平成元年度	保険健康課	継続

【図表 5-15】保健・福祉施設（高齢者福祉施設・その他社会福祉施設）の状況

区分	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年度	所管課	課の方針
高齢者福祉施設	老人福祉センター	496	昭和 56 年度	介護福祉課	継続
	老人生きがいの家	218	昭和 55 年度	介護福祉課	継続
	広田老人憩いの家	226	昭和 53 年度	介護福祉課	継続
	高齢者生活福祉センター	1,080	平成 8 年度	介護福祉課	継続
福祉施設 その他社会	総合福祉センターはらまち	1,263	平成 30 年度	介護福祉課	継続

(3) 維持管理の基本方針

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

● 保健施設

建築後 30 年以上経過しており、老朽化が進行しています。しかしながら、保健センターには年間 8,000 人を超える来庁者がおり、今後も安全性を確保しつつ効率的・効果的な事業計画に基づく改修・維持修繕を実施し、施設の保持を図ります。

● 高齢者福祉施設、その他社会福祉施設

高齢者の活動の拠点として気軽に利用できるよう、地域のバランスを考慮しながら、適正に配置することを基本的な考えとします。

子どもから高齢者まで多様な世代が気軽に集える場を目的とし、平成 30 年度に総合福祉センターはらまちを建設しました。

砥部老人憩いの家は、建築後 50 年以上経過しており、建物の一部が耐震基準を満たしていないことから解体し、総合福祉センターはらまち内に機能を移しました。その他 4 施設については、安全性を確保しつつ、維持補修を行いながら可能な限り長期に利用していきます。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

● 保健施設

砥部町公共施設調査業務調査報告書に基づき、外壁や屋根、空調等の定期的な修繕を実施し、安全性の保持に努めます。

● 高齢者福祉施設、その他社会福祉施設

既存施設は、公共施設長寿命化指針に基づき、安全性を確保しつつ適切な時期に適切な維持管理または措置を行います。また、利用者のニーズを踏まえた安心・安全な施設整備を行います。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

● 保健施設

老朽化が進んでおり、今後多額の施設修繕費が必要となります。また、空調設備の老朽化により、光熱水費が割高になっており、今後は設備の更新なども必要となることが考えられます。

● 高齢者福祉施設、その他社会福祉施設

既存施設は、公共施設長寿命化指針に基づき、計画的な予防保全に努め、将来的な維持管理費の抑制を図ります。また、長期利用を図るより更新した方が合理的な場合は、更新を検討します。

総合福祉センターはらまちは、子育て支援、高齢者の健康増進及び介護予防、地域づくり等の拠点を集約した施設として平成 30 年度に建設しました。

また、すべての施設において光熱水費、維持費等の管理を徹底し、コストの適正化に努めます。

8 病院施設

(1) 施設の概要

本町は、病院施設1施設を保有しています。

砥部町国民健康保険診療所は、昭和56年度から広田地区唯一の医療機関として、地域住民の健康保持を担っています。

(2) 施設状況表

【図表 5-16】病院施設の状況

区分	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年度	所管課	課の方針
病院施設	砥部町国民健康 保険診療所	511	昭和56年度	保険健康課	継続

(3) 維持管理の基本方針

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

砥部町国民健康保険診療所は、広田地域内唯一の医療機関であり、診療所に対する住民の期待は高く、今後、さらに高齢化が進むなか、今まで以上に在宅医療等の対応を求められることが予想されます。医師住宅については、現在使用をしていないことから廃止（普通財産）し、民間貸付等、施設の利活用を行っています。

厳しい財政状況ではありますが、安全性を最優先に計画的な維持補修を行い施設の存続を図ることが求められます。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

施設の状況を的確に把握して管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行います。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

医療制度改革による影響で、官民間わず赤字経営に陥る医療機関が増えています。砥部町国民健康保険診療所では、以前から町からの繰入金に依存しているというのが現状です。

このような状況ではありますが、広田地域唯一の医療機関で住民の期待も高いことから、施設の存続に向けて、引き続きコスト削減に努めます。

9 公園

(1) 施設の概要

本町は、公園9施設を保有しています。

(2) 施設状況表

【図表 5-17】公園の状況

名称	位置	所管課	施設概要
金毘羅山公園	砥部町麻生 405 番地	建設課	トイレ、東屋×2
銚子ダム公園	砥部町川登 3775 番地	建設課	トイレ、東屋、炊事場
赤坂泉公園	砥部町重光 135 番地	建設課	トイレ、東屋×3、 自転車置き場
砥部町民イベント広場	砥部町大南 723 番地	建設課	トイレ、屋外ステージ
水満田古墳公園	砥部町麻生 425 番地	建設課	トイレ、休憩所、擬木橋
衝上断層公園	砥部町岩谷口 450 番地	建設課	トイレ、遊具、つり橋
神の森公園	砥部町総津 117 番地	建設課	トイレ×2、展望台、東屋×2、橋×2 ローラー滑り台×2、池
長曾池公園	砥部町総津 1485 番地	建設課	トイレ、東屋×3、炊事場
仙波溪谷公園	砥部町総津 1777 番地	建設課	休憩室

(3) 維持管理の基本方針

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

厳しい財政状況ではありますが、安全性を最優先に計画的な維持補修を行い施設の存続を図ることが求められます。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

現状施設の適正な管理のため、遊具の点検、老朽施設の修繕を行っていきます。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

光熱水費については、LED照明等の省エネ施設に変更していきます。

10 行政系施設

(1) 施設の概要

本町は、庁舎等2施設を有しています。

(2) 施設状況表

【図表 5-18】行政系施設の状況

区分	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年度	所管課	課の方針
行政系施設	本庁舎	3,697	昭和 62 年度	総務課	継続
	広田支所 (ひろた交流センター内)	占用面積 221	平成 21 年度	総務課	継続

(3) 維持管理の基本方針

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

本庁舎は、市政の拠点施設として、安全性を最優先に計画的な維持補修を行い、施設の存続を図ることが求められます。

広田支所は、広田地域の窓口事務及び地域振興事務を行い、行政サービスの提供と地域の活性化を図るために設置しています。広田地域では、今後も、人口減少や少子高齢化が更に進むと予測されることから、引き続き支所を中心に、暮らしやすいまちづくりに向けて取り組んでいく必要があります。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

本庁舎は、昭和 63 年に整備され、現行の新耐震基準（昭和 56 年）を満たしています。しかし、建築後 30 年以上経過し、老朽化による施設の損傷も多くあるため、今後大規模改修や修繕を実施し、施設の長寿命化と快適で機能的な庁舎環境を維持する必要があります。

広田支所は、平成 22 年に整備された、ひろた交流センターの一部を供用しており、今後の使用にも十分耐えられる施設です。今後も安全性等を確保しつつ効率的・効果的な改修や修繕を実施し、施設の保持を図る必要があります。

施設の修繕記録の管理や定期的な点検を行うことにより、更新時期や実態に応じた劣化状況の把握に努め、予防保全的な維持管理を実施します。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

本庁舎は、老朽化が進んでおり、今後、多額の施設修繕費が必要となります。また、空調設備等についても老朽化により、計画的な更新を行う必要があるため、エネルギー効率の良い設備に計画的に更新することにより、光熱水費などランニングコストの低減に努めます。

1 1 公営住宅

(1) 施設の概要

本町は、18 団地 143 戸の町営住宅等（公営住宅、特定公共賃貸住宅、条例設置住宅）を管理しています。

(2) 施設状況表

【図表 5-19】町営住宅等の状況

種別	団地名	主な構造	棟数等	主な建設年度	延床面積 (㎡)	所管課	方針
公営住宅	川下	耐火 2 階	2 棟	平成 5 年度	632	建設課	継続
	川下第 2	耐火 2 階	1 棟	平成 11 年度	371	建設課	継続
	五本松	耐火 2 階	1 棟	平成 14 年度	932	建設課	継続
	北川毛	木造 2 階	3 棟	平成 15 年度	979	建設課	継続
	宮内	耐火 2 階	2 棟	平成 16 年度	1,295	建設課	継続
	大南	耐火 2 階	1 棟	平成 17 年度	1,223	建設課	継続
	中替地	木造平屋	5 戸	昭和 28 年度	216	建設課	廃止

種別	団地名	主な構造	棟数等	主な建設年度	延床面積 (㎡)	所管課	方針
		木造 2 階	1 棟	平成 8 年度	160	建設課	継続
	玉谷	木造平屋	1 棟	平成 4 年度	216	建設課	継続
	神崎	木造平屋	12 戸	昭和 28 年度	464	建設課	廃止
	東	木造 2 階	1 棟	平成 7 年度	226	建設課	継続
	西	木造 2 階	1 棟	平成 9 年度	229	建設課	継続
	出渡瀬	木造平屋	4 戸	昭和 39 年度	155	建設課	廃止
賃貸住宅 特定公共	東 (特公賃)	木造平屋	1 棟	平成 5 年度	229	建設課	継続
条例設置住宅	高市 (後継者)	木造平屋	8 戸	平成 4 年度	494	建設課	継続
	平 (後継者)	木造平屋	9 戸	平成 元年度	487	建設課	継続
	大内野 (後継者)	木造平屋	3 戸	平成 12 年度	162	建設課	継続
	久保 (単身者)	耐火 2 階	1 棟	平成 9 年度	341	建設課	継続
	藤ノ瀬 (若者定住促進)	準耐 2 階	1 棟	平成 13 年度	370	建設課	継続

(3) 維持管理の基本方針

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

砥部町住生活基本計画において、公営住宅の需要と供給を推計したところ、十分な供給戸数があります。

新規の公営住宅供給は行わず、既存公営住宅の長寿命化と老朽化が進み立地等の問題がある公営住宅の用途廃止を主体として必要戸数を確保します。また、公営住宅需要も北部の松山市に近い立地の住宅では高いものの、南部の山間部の需要は低いなどの地域差があるため、建替え・集約化の際には適正な配置に適正な戸数の公営住宅供給ができるように計画します。

現在、政策空家としている、神崎団地、中替地団地（平屋建 5 戸）、出渡瀬団地については、既に老朽化しており、災害危険が高く、利便性が低いことから、速やかに用途廃止し、取り壊すものとします。

また、広田地域に設置している条例設置住宅については、移住定住や過疎地域の維持の観点から、在り方を整理する必要があります。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

町営住宅のなかには、水洗化されていない、三点給湯が整備されていない、断熱性が低く結露するなど、基本的な性能が確保できていないものがあるとともに、高齢者が多いにもかかわらずバリアフリー化が進んでいない住宅も多く、入居者アンケート調査でも、建物の傷み、省エネ性能、バリアフリーなどの評価が低い状況にあります。そのため、住宅の改善等により、基本的な性能を向上させ、誰もが快適に暮らせる住宅の供給を図ります。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

日常的な維持管理時において、目視点検等を行うとともに、入退去時を利用して住戸内部の点検を実施するなど、修繕標準周期に先だって日常時における点検を充実させ、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、ストックの状況把握に努めます。

予防保全的な維持管理及び耐久性の向上等を図る改善を実施することにより、町営住宅の長寿命化への取組を行い、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減を図ります。

修繕内容によっては、同時に実施することでコスト縮減や居住者への負担軽減が図られることや、同一団地内で一斉に行うことでコスト縮減を図ることも考えられることから、修繕を実施する際には、他の修繕が実施可能かどうかを検討したうえで実施します。

1.2 供給処理施設

(1) 施設の概要

本町は、供給処理施設2施設を管理しています。

美化センターは、施設の老朽化による修繕費などの問題から可燃ごみの固形燃料化を休止し、令和3年度から一般廃棄物の受入施設及び中継施設として、運営管理を行っています。

千里埋立処分場は、埋立ごみ（ブロック・コンクリート等）を処分する施設として、平成5年度から供用開始し、埋立状況を鑑みて令和19年度まで期間を延長しています。

(2) 施設状況表

【図表 5-20】供給処理施設（ごみ処理施設）の状況

区分	施設名称	処理能力	整備年度	所管課	課の方針
ごみ処理施設	美化センター	23 t /日	平成 13 年度	生活環境課	維持管理をしながら継続 (令和3年度から稼働休止)
	千里埋立処分場	60,000 m ³	平成 5 年度	生活環境課	維持管理をしながら継続

(3) 維持管理の基本方針

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

可燃ごみの固形燃料化施設の休止に伴い、令和3年度から可燃ごみは松山市に委託処理しています。これにより美化センターは、一般廃棄物の受入施設及び中継施設として維持管理を継続しています。松山ブロックごみ処理広域化検討協議会において広域処理する場合の処理体制などとともに、休止中である固形燃料化施設の今後の在り方についても、検討する必要があります。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

美化センターは、稼働を始めて22年が経過しています。一般廃棄物の受入施設及び中継施設として使用する施設についても老朽化による突発的な修繕が必要となっている状態です。千里埋立処分場は、施設の稼働から30年が経過し、残容量も残り15%となっています。適正なごみの分別やリサイクルを強化し、減量化に努め、施設使用の延命を図るとともに、

後継施設の検討も踏まえ、広域処理する場合の処理体制について検討します。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

老朽化の進んだ施設の更新は、多額の施設整備費が必要となります。松山ブロックごみ処理広域化検討協議会において議論を重ね、広域処理体制や、費用負担などを検討します。

13 その他

(1) 施設の概要

本町は、消防施設 22 施設、普通財産 8 施設を管理しています。

(2) 施設状況表

【図表 5-21】 その他（消防施設）の状況

区分	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年度	所管課	課の方針
消防施設	第 1 分団車庫・詰所	64	平成 22 年度	総務課	継続
	第 2 分団車庫・詰所	60	平成 2 年度	総務課	継続
	第 2 分団器具倉庫	17	平成 2 年度	総務課	継続
	第 3 分団車庫・詰所	95	平成 14 年度	総務課	継続
	第 4 分団車庫・詰所	50	昭和 54 年度	総務課	継続
	第 5 分団車庫・詰所	64	平成 11 年度	総務課	継続
	第 6 分団車庫・詰所	78	昭和 63 年度	総務課	継続
	第 7 分団車庫・詰所	68	平成 29 年度	総務課	継続
	第 8 分団車庫・詰所	71	平成 23 年度	総務課	継続
	第 9 分団車庫・詰所	70	平成 28 年度	総務課	継続
	第 10 分団車庫・詰所	42	昭和 60 年度	総務課	継続
	第 11 分団車庫（満穂）	22	昭和 49 年度	総務課	継続
	第 11 分団車庫（篠谷）	17	昭和 49 年度	総務課	継続
	第 11 分団車庫（玉谷）	20	平成 26 年度	総務課	継続
	第 11 分団車庫（大内野）	22	昭和 63 年度	総務課	継続
	第 12 分団車庫（多居谷）	22	昭和 47 年度	総務課	継続
	第 12 分団詰所（仙波・旧）	24	昭和 49 年度	総務課	継続
	第 12 分団詰所（仙波・新）	21	平成 25 年度	総務課	継続
	第 12 分団車庫（仙波）	22	昭和 49 年度	総務課	継続
	第 13 分団車庫・詰所（総津）	45	平成 20 年度	総務課	継続
	第 13 分団車庫（中野川）	21	昭和 46 年度	総務課	継続
	第 14 分団車庫（高市）	22	平成 2 年度	総務課	継続

【図表 5-22】 その他（普通財産）の状況

区分	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年度	所管課	課の方針
普通財産	旧玉谷小学校	928	平成 9 年度	総務課	民間貸付実施 (更新はしない)
	旧高市小学校	929	平成 14 年度	総務課	民間貸付実施 (更新はしない)
	旧玉谷教員住宅	416	昭和 62 年度	総務課	解体
	旧高市教員住宅①	180	平成 4 年度	総務課	解体
	旧高市教員住宅②	180	平成 5 年度	総務課	解体
	旧広田学校給食センター	90	昭和 62 年度	総務課	民間貸付実施 (更新はしない)
	旧広田支所	1,152	昭和 56 年度	総務課	更新はしないが、今後、賃 貸借を含めて用途を検討す る。
	旧医師住宅	171	平成 5 年度	総務課	民間貸付実施 (更新はしない)

(3) 維持管理の基本方針

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

● 消防施設

消防施設は、地域の防火防災拠点施設として、適正な維持補修を行い施設の存続を図ることが求められます。

しかしながら、管轄区域の地理的条件及び人口や世帯数、社会情勢の変化など、必ずしも適正な規模や配置となっていない状況です。

特に、山間部では過疎化・高齢化が著しく進んでいることから、消防団員の確保が難しく、今後は消防団組織の再編も踏まえた効率的な施設利用を検討する必要があります。

● 普通財産

施設の廃止や統廃合などにより、行政目的がなくなった施設であり、施設の有効利用（民間貸付など）や財産処分（売却）も含めた施設運営・検討を行う必要があります。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

● 消防施設

建築年代は、昭和 40 年代に建設されたものも多くあり、老朽化が進行しているなか、厳しい財政状況を踏まえ、今後も安全性を確保しつつ効率的・効果的な改修や修繕を実施し、施設の保持を図る必要があります。

さらに、施設の状況を的確に把握して管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

● 普通財産

普通財産は、基本として施設の更新は行わないこととします。

民間貸付などを行っている施設については、今後、老朽化が進行していくなか、当該施設の状態を把握するなど、適切な施設管理を行う必要があります。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

- 消防施設

老朽化の進んだ施設については、更新が必要となった場合、多額の施設整備費が必要となります。

- 普通財産

利用可能施設については、民間貸付などを行いますが、必要最低限のコストでの施設運用が求められます。施設利用の需要等を踏まえ、財産処分（売却）も視野に検討していく必要があります。

第2節 土木系公共施設（インフラ）

1 道路

（1）施設の概要

本町は、1級（幹線）町道、2級（幹線）町道及びその他の町道、全513路線を管理しています。

（2）施設状況表

【図表 5-23】道路の状況

区分	種別	実延長（m）	道路部面積（㎡）
道路	1級（幹線）町道	19,326	101,856
	2級（幹線）町道	32,551	148,812
	その他の町道	210,009	966,603

（3）維持管理の基本方針

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

ライフラインとして重要な施設であり、管理する路線数が多いことから、費用対効果、人口推移等を考慮しながら安全性を確保し、効率的・効果的な事業計画に基づく改修・維持修繕により、施設の更新を図ります。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

道路の整備にあたっては、歩道の整備やバリアフリー化を図り、景観の保全に配慮した、人にやさしい道路空間づくりを進めます。また、周辺地域の特性に十分な配慮をしながら、計画的に改良整備を実施し、町内の交通円滑化を図ります。

町道の路面性状調査結果に基づく舗装修繕計画により、計画的に舗装修繕を行います。

道路の管理にあたっては、常時のパトロールに加え、出水期前に危険箇所等を調査、応急対策をし、被害を未然に防止するよう努めます。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

今後、整備が必要となる路線については、道路整備による効果が大きい路線を優先的に整備することを基本とし、財政状況との整合を取りながら整備を行います。

上下水道整備に伴う舗装復旧においては、埋設管理者と協議したうえで、路面の状況により全面施工を検討し、大型施工機械の適用などのコストカットに加え、快適な走行環境と舗装の長寿命化を図ります。

2 橋りょう・トンネル

(1) 施設の概要

本町は、町道内にある、橋りょう、トンネル及び大型構造物（麻生歩道橋）を管理しています。

(2) 施設状況表

【図表 5-24】橋りょう、トンネル及び大型構造物の状況

種 別	施設数	道路敷面積 (m ²)
橋りょう	156	8,262
トンネル	1	1,239
麻生歩道橋	1	—

(3) 維持管理の基本方針

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

橋りょう、トンネル及び大型構造物については 5 年に 1 回、近接目視による点検を実施し、点検結果により、施設の重要度や健全度等から修繕の優先順位を決め、個別施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕・更新等を実施します。また、社会情勢や周辺土地利用の変化等から必要性が低下した施設や機能集約により維持管理を効率化できる施設については、地元住民との合意形成を図り、「集約化・撤去」を実施します。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

施設の健全度の把握については、愛媛県作成の「点検要領」及び「点検マニュアル」に基づき実施し、施設の損傷を早期に把握し計画的に修繕することで、施設の長寿命化を図り、施設の安全性、信頼性を確保します。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、施設特性を考慮のうえ、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入や、機能集約できる施設については、「集約化・撤去」を推進し、長期的なライフサイクルコストの縮減を図ります。

3 林道

(1) 施設の概要

本町は、林道 5 路線を管理しています。

(2) 施設状況表

【図表 5-25】林道の状況

区分	路線名	実延長 (m)	幅員 (m)	舗装済延長 (m)
林道	竹ノ首線	100.0	4.0	0.0
	樽山線	1,415.0	3.0	0.0
	満穂線	500.0	3.6	0.0
	神の森小猿線	3,088.4	4.0	3,088.4
	障子山線	1,909.0	3.6	1,909.0

(3) 維持管理の基本方針

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

厳しい財政状況を踏まえ、安全性を確保しつつ効率的・効果的な事業計画に基づく改善・維持修繕により、施設の更新を図ることが求められます。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

林道の状況を的確に把握し管理するため、林道台帳を整備し、定期点検を行って計画的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行なえる環境を構築します。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

長期的なマネジメントにより、ライフサイクルコストの低減に努めます。また、経済性を考慮した適切な道路整備をします。

4 林道橋

(1) 施設の概要

本町は、林道内にある林道橋 1 施設を管理しています。

(2) 施設状況表

【図表 5-26】林道橋の状況

区分	路線名	種別	建築年度	幅員 (m)	延長 (m)
林道橋	神の森小猿線	木造 (アーチ) 橋	平成 6 年度	5.0	26.36

(3) 維持管理の基本方針

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

厳しい財政状況を踏まえ、安全性を確保しつつ効率的・効果的な事業計画に基づく改善・

維持修繕により、施設の更新を図ることが求められます。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

橋梁の状況を的確に把握し管理するため、5年ごとの定期点検・診断を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

長期的なマネジメントにより、ライフサイクルコストの低減に努めます。また、経済性を考慮した適切な橋りょう整備をします。

5 ため池

(1) 施設の概要

本町には、57箇所のため池があります。本町のため池の多くは、本町の管理ではないものの、補修・更新等による一定の財政負担が見込まれるため池もあります。

(2) 施設状況表

57箇所のため池のうち、下記の20箇所が防災重点ため池に位置づけられています。

【図表 5-27】防災重点ため池の状況

区分	施設名
防災重点 ため池	山田池、金毘羅上池、金毘羅下池、奥池（三角）、オオトス下池、永立寺池、東山池、林久池、オオツエ下池、オオツエ上池、角谷池、菖蒲池、高野池、西ノ谷池、上原池（外山）、新池、原池（大南）、長生寺池、北谷池（岩谷口）、長曾池

(3) 維持管理の基本方針

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

農業用水として利用しなくなったため池については、ため池の管理者や地元組織等の合意を得ながら、当面の安全性を確保したうえで、ため池の集約化や廃止等を検討します。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

ため池は、農業水利や地域防災としての役割を果たしているため、適切な施設管理を行う管理者への支援を行い、管理体制を確保したうえで、整備工事や補強対策を実施し、施設の長寿命化と下流域の被害低減対策を行います。また、ため池ハザードマップの作成や公表など、地域住民へ分かりやすく防災情報を提供することにより、迅速な避難行動につながるよう努めます。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

定期的なため池の点検・診断を実施し、堤体の漏水の有無や施設の健全度を把握し、措置が必要となったため池については、低水位管理を行い、必要に応じて改修を行います。また、施設の長寿命化や予防保全型の管理を行う等、点検結果に基づいた計画的な施設管理を実施し、維持管理や更新等の費用の低減を図ります。

第3節 企業会計施設

1 上水道施設

(1) 施設の概要

本町は、上水道施設 23 施設と簡易水道施設 8 施設を管理しています。

上水道の水源は、地下水（浅井戸）が 3 水源、万年・総津・大内野の簡易水道には地表水（渓流水）が 6 水源となっています。これらの水源から、上水道施設により取水、送水、配水され砥部町内へ給水しています。

(2) 施設状況表

【図表 5-28】上水道施設の状況

区分	施設名称	規模	施設明細	建屋	整備年度
砥部町上水道	第 2(団地内) 水源地	2,000 m ³ /日 (地下水/浅井戸)	水中渦巻きポンプ 11 kW 2 台	電気室 RC 造 24.5 m ²	平成 28 年度
	第 3(団地前) 水源地	3,118 m ³ /日 (地下水/浅井戸)	水中渦巻きポンプ 18.5 kW 2 台	電気室 RC 造 62.1 m ²	平成 28 年度
	第 4(新高尾田) 水源地	4,118 m ³ /日 (地下水/浅井戸)	水中渦巻きポンプ (取水) 15 kW 2 台 (麻生送水) 45 kW 3 台 (第 6 送水) 55 kW 3 台 緊急遮断弁	電気室 RC 造 81 m ²	平成 28 年度
	麻生配水池	PC 造 2,400 m ³	緊急遮断弁		平成 10 年度
	第 1 川井配水池	PC 造 1,000 m ³	緊急遮断弁		昭和 58 年度
	第 2 川井配水池	PC 造 1,000 m ³			平成 12 年度
	大谷配水池	PC 造 750 m ³	緊急遮断弁		平成 9 年度
	外山配水池	SUS 造 250 m ³			平成 11 年度
	大角蔵配水池	RC 造 90 m ³			平成 11 年度
	第 6(原町) 配水池(旧)	RC 造 700 m ³	水中渦巻きポンプ 22 kW 3 台 (内 1 台予備)	ポンプ室 RC 造 30.3 m ²	昭和 54 年度
	第 6(原町) 配水池(新)	SUS 造 1,020 m ³	陸上ポンプ 22 kW 3 台 緊急遮断弁	電気・ポンプ室 RC 造 44 m ²	令和 4 年度
	第 7(公園) 配水池	PC 造 1,700 m ³	緊急遮断弁		昭和 54 年度
	川中配水池	RC 造 23 m ³			昭和 60 年度
	田ノ浦配水池	RC 造 20 m ³			昭和 61 年度
	川上配水池	RC 造 57 m ³			昭和 50 年度

区分	施設名称	規模	施設明細	建屋	整備年度
砥部町上水道	八倉ポンプ場	ポンプ井 RC造 1.5㎡	水中渦巻きポンプ 1.9kW 2台 (内 1台予備)	ポンプ室 CB造 7㎡	平成 10 年度
	田ノ浦中継ポンプ場	ポンプ井 RC造 2.2㎡	陸上ポンプ 0.75kW 2台 (内 1台予備)	ポンプ室 CB造 8.3㎡	昭和 61 年度
	川井加圧ポンプ場	ポンプ井 RC造 110㎡	水中渦巻きポンプ 45kW 3台	電気室 RC造 44㎡	平成 27 年度
	大谷加圧ポンプ場	ポンプ井 RC造 75㎡	水中渦巻きポンプ 22kW	電気室 RC造 24.5㎡	平成 11 年度
	川中加圧ポンプ場	ポンプ井 RC造 10㎡	水中渦巻きポンプ 7.5kW 2台 (内 1台予備)	電気室 RC造 12.9㎡	昭和 51 年度
	川上加圧ポンプ場	ポンプ井 RC造 2㎡	陸上ポンプ 3.7kW 2台 (内 1台予備)	電気室 RC造 7.8㎡	昭和 61 年度
	外山加圧ポンプ場	ポンプ井 RC造 15㎡	水中渦巻きポンプ 11kW 2台 (内 1台予備)	電気室 RC造 12.9㎡	昭和 46 年度
	大角蔵加圧ポンプ場	ポンプ井 RC造 1㎡	陸上ポンプ 3.7kW 2台 (内 1台予備)	電気室 RC造 4.2㎡	昭和 46 年度
万年簡易水道	万年浄水場	地表水(取水堰) 計画取水量 17㎡/日	第 1 水源地 (取水堰改修)		令和 5 年度
		地表水(取水堰) 計画取水量 17㎡/日	第 2 水源地		昭和 48 年度
		緩速ろ過池 8.5㎡×2面	浄水池 4.1㎡	滅菌室 CB造 2㎡	昭和 48 年度
	北万年配水池	RC造 13.1㎡			昭和 48 年度
	南万年配水池	RC造 24.6㎡			昭和 48 年度
	オモダ配水池	RC造 14.3㎡	送配水管 VP,LPφ25~φ50 L=962m	配水管	昭和 48 年度
総津簡易水道	総津浄水場	地表水(取水堰) 計画取水量 76㎡/日	第 1 水源地		令和元年度
		地表水(取水堰) 計画取水量 166㎡/日	第 3 水源地	導水管	令和元年度
		普通沈殿池 RC造 53㎡	緩速ろ過池 40㎡	活性炭処理槽 157.7㎡/日処理	昭和 63 年度
		RC造 238㎡	配水池	配水管	令和元年度

区分	施設名称	規模	施設明細	建屋	整備年度
大内野簡易水道	大内野水源地	地表水(取水堰) 計画取水量 10.9 m ³ /日	清水坂水源地		平成9年度
		地表水(取水堰) 計画取水量 9.6 m ³ /日	宮ノ谷水源地		昭和60年度
		ポンプ井 RC造 3.4 m ³	水中渦巻きポンプ 1.5 kW 2台 (内1台予備)		平成9年度
	上組浄水場	普通沈殿池 3.2 m ³	緩速ろ過池 2.7 m ² ×2面	上組配水池 RC造 V=40.2 m ³	昭和60年度
	下組浄水場	上向性ろ過池 7.6 m ² ×2面	下組配水池 RC造 21 m ³	ポンプ盤・滅菌室 CB造 7.2 m ²	平成9年度

【図表 5-29】上水道施設（管径別延長）の状況 単位（m）

管種	管径	延長	総延長
導水管	300 mm未満	4,834	4,834
送水管	300 mm未満	15,626	15,626
配水管	50 mm以下	55,381	144,887
	75 mm以下	29,804	
	100 mm以下	27,894	
	125 mm以下	0	
	150 mm以下	18,964	
	200 mm以下	8,177	
	250 mm以下	3,785	
	300 mm以下	327	
	350 mm以下	555	

※町水道台帳『令和5年3月末現在』より

（3）維持管理の基本方針

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

将来の人口予想数や、現在までの給水人口、給水量を参考に、将来必要となる給水人口、給水量の把握に努め、無駄のない運営を実施します。また、今後健全な財政運営を維持するために、経営戦略を基に、計画的に上水道事業を運営していきます。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

水道水については、常時、塩素濃度の監視を行い、定期的に水質検査を実施し、また、水道施設については、老朽化した施設や管路の耐震化を実施し、災害や事故に強い水道の構築を行い、安全で安心な水道水を供給します。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

将来の人口数は減少傾向であり、それに応じて料金収入も減少すると予測されます。

一方で、施設の更新や、老朽管の布設替え等の更新費用は、今後多く発生すると考えられます。これらの動向に備えて、経営戦略などの計画を基に、安定的な事業を実施できるよう、計画的に事業運営を実施していきます。

2 下水道施設

(1) 施設の概要

本町は、下水道施設 9 施設を管理しています。

下水道施設は、生活環境の改善に寄与するとともに、公共用水域の水質保全に資することを目的として整備し、公共下水道処理施設 1 施設と農業集落排水処理施設 2 施設、町有集中合併処理浄化槽 6 施設があります。

農業集落排水施設は、計画処理区域の整備を終えています。公共下水道施設は、平成 17 年度に着手し、平成 23 年度から一部供用開始して、現在もまだ整備途中です。

今後、農業集落排水施設については、老朽化に伴う改築更新を中心に実施する必要があり、公共下水道施設については、管渠整備に加えて処理設備の更新も必要になることが予想されます。

町有集中合併処理浄化槽施設については、山並・向南台・川井団地・大畑・富士については平成 16 年 10 月に地元管理から砥部町へ移管し、天神については平成 31 年 4 月に地元管理から砥部町へ移管しています。いずれの施設も設置後、45 年以上経過しており、施設及び管渠ともに老朽化していることから、今後は計画的に機械設備を含めた調査・更新を行う必要があります。

(2) 施設状況表

【図表 5-30】下水道施設（処理場）の状況

区分	施設名称	延床面積 (m ²)	整備年度	所管課	課の方針
下水道施設	砥部浄化センター (公共下水道)	3,150	平成 22 年度	上下水道課	維持管理をしながら継続
	広田処理施設 (農業集落排水)	101	平成 12 年度	上下水道課	維持管理をしながら継続
	総津処理施設 (農業集落排水)	155	平成 18 年度	上下水道課	維持管理をしながら継続
	山並 (集中合併処理浄化槽)	198	昭和 48 年度	上下水道課	維持管理をしながら継続
	向南台 (集中合併処理浄化槽)	325	昭和 49 年度	上下水道課	維持管理をしながら継続
	川井 (集中合併処理浄化槽)	75	昭和 50 年度	上下水道課	維持管理をしながら継続
	大畑 (集中合併処理浄化槽)	134	昭和 50 年度	上下水道課	維持管理をしながら継続

区分	施設名称	延床面積 (m ²)	整備年度	所管課	課の方針
	富士 (集中合併処理浄化槽)	94	昭和 50 年度	上下水道課	維持管理をしながら継続
	天神 (集中合併処理浄化槽)	248	昭和 52 年度	上下水道課	維持管理をしながら継続

【図表 5-31】下水道施設【公共下水道】(管渠延長)の状況(単位:m)

	管径 ~250 mm	管径 251 mm~500 mm	管径 501 mm~1000 mm	計
延長	32,974	3,732	2,672	39,378

※町下水道台帳『令和5年3月末現在』より

(3) 維持管理の基本方針

① 数量の適正性に関する基本的な考え方

使用人口及び計画処理人口の推計を適正に行うとともに、給水量等により適正な数量の把握に努めます。

② 品質の適正性に関する基本的な考え方

定期的な検査を実施し、老朽化した施設については、不具合箇所をレベルごとに分類し、計画的な改築更新を実施します。

③ コストの適正性に関する基本的な考え方

将来的な人口減少による負担を考慮し、公共下水道の処理区域においては、全体計画等の見直しを含め、適正な区域設定を行います。また、整備事業においては、10年概成を見据え、効率性及び経済性の確保に努めます。

なお、維持管理においては、総合的な管理運営体制を構築しており、民間活力等を生かした効率的で経済的な運営を実施しています。

第4節 将来的に廃止を検討する、または更新をしない方針の施設

【図表 5-32】は、本計画において廃止（検討含む）または更新をしないという方針とした施設の一覧です。このなかには、売却や譲渡、類似施設と統合するという判定となった施設を含みます。

該当する施設の更新費用の推計は、今後 40 年間で約 60 億 1 千万円となりました。これは、現在試算している更新費用の約 15.7%にあたります。1 年あたりの投資的経費の削減額は約 1 億 5 千万円という試算となります。

【図表 5-32】廃止等予定施設一覧

施設名	判定
旧玉谷小学校	民間貸付実施（更新はしない）※普通財産
旧高市小学校	民間貸付実施（更新はしない）※普通財産
旧玉谷教員住宅	解体（解体時期については今後検討）※普通財産
広田教員住宅①・②	解体（解体時期については今後検討）
旧高市教員住宅①・②	解体（解体時期については今後検討）※普通財産
旧広田学校給食センター	民間貸付実施（更新はしない）※普通財産
旧広田支所	賃貸借を含めた用途を検討（更新はしない）※普通財産
旧医師住宅	民間貸付実施（更新はしない）※普通財産
農業研修センター	廃止を検討
ふるさと生活館	廃止を検討（大規模改修必要時に売却を含めた運営方法等を検討）
陶芸創作館	廃止を検討（大規模改修必要時に売却を含めた運営方法等を検討）
とべ温泉 湯砥里館	R5 年度末で廃止予定（売却を含めた運営方法等を検討）
交流ふるさと研修の宿	廃止を検討（大規模改修必要時に売却を含めた運営方法等を検討）
農村工芸体験館	廃止を検討（大規模改修必要時に売却を含めた運営方法等を検討）
第 1 陶芸作業場	廃止を検討（大規模改修必要時に売却を含めた運営方法等を検討）
第 2 陶芸作業場	廃止を検討（大規模改修必要時に売却を含めた運営方法等を検討）
第 3 陶芸作業場	廃止を検討（大規模改修必要時に売却を含めた運営方法等を検討）
第 4 陶芸作業場	廃止を検討（大規模改修必要時に売却を含めた運営方法等を検討）
こぶし食堂	廃止を検討（大規模改修必要時に売却を含めた運営方法等を検討）
宮内保育所	廃止（解体時期については、今後検討予定）
麻生幼稚園	R6 年度宮内幼稚園に統合（解体時期については、今後検討予定）
公営住宅中替地団地 （木造平屋 5 戸）	R6 年度末で廃止予定
公営住宅神崎団地 （木造平屋 12 戸）	R6 年度末で廃止予定
公営住宅出渡瀬団地 （木造平屋 4 戸）	R7 年度末で廃止予定



第6章 おわりに

本計画では、建物系公共施設について、施設ごとに方針を定め、廃止や統合の推進及び更新を行わないことなどにより、本町の保有する建物系公共施設の将来の更新費用（40年後までの額）を、約60億1千万円削減することとしています。1年あたりの削減額は約1億5千万円です。【図表6-1】は、現在保有している施設をそのまま更新した場合の更新費用の推計と対策を実施した場合の更新費用の推計を示しています。年間1億5千万円の更新費用を削減することで、本町の建物系公共施設に係る将来の更新費用の推計は1年あたり約8億1千万円となります。現状の建物系公共施設に係る投資的経費（直近5カ年平均）は約15億1千万円であるため、比較すると一見、財源不足はないように見えますが、単純に判断することはできません。

また、【図表6-1】の対策を実施した場合の更新費用の推計によると、今後も、毎年現状の公共施設に係る投資的経費程度の金額の更新費用が必要になってくると予測されています。なお、松山南高等学校砥部分校学生寮の建設が予定されており、完成後、これらを含めた計画の見直しが必要となります。

さらに、収入源である普通交付税の合併特例措置が段階的に削減（平成27年度から）され、平成31（令和元）年度に措置が終了しました。税収も減少傾向にあり、公共施設更新準備基金があるとはいえ、このまま何も対策を取らなかった場合、本町の財政は悪化することが予想されます。

このような財政状況を踏まえると、公共施設の更新に充てられる予算を、今後増額するのは困難であると予測されます。そのため、今後も財政負担を軽減し、また、財政の支出が偏らないように計画的な財政運営を行い、公共施設等の適正化を図る必要があります。

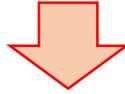
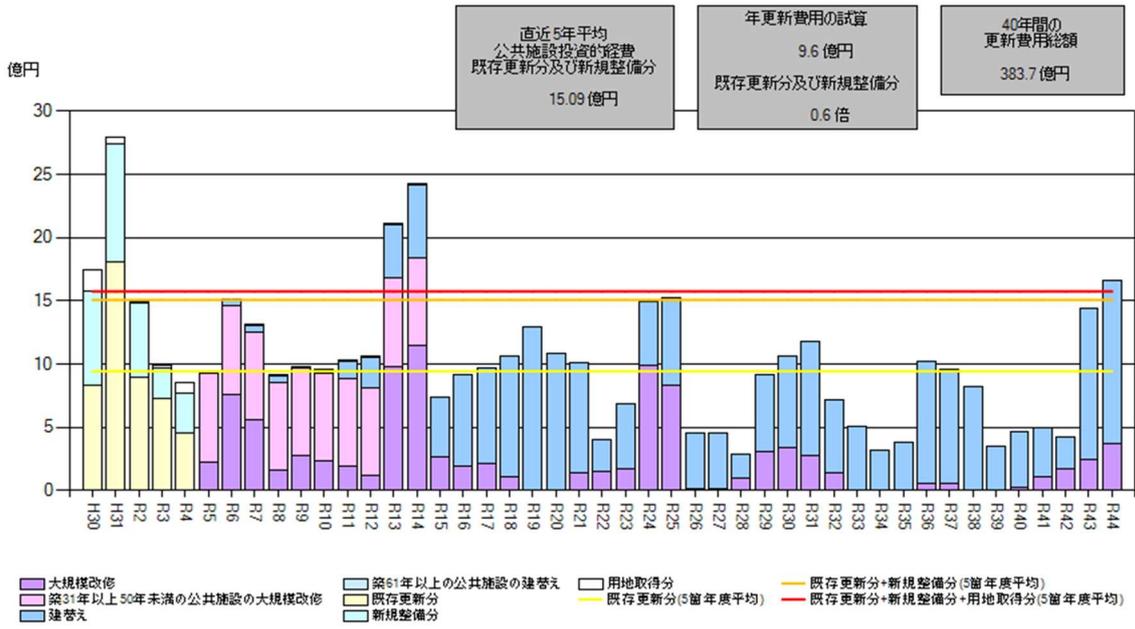
そこで、本計画を実行するにあたり、今後は、施設ごとにより具体的な方針を定めた個別施設計画に基づき、最適化を一層推進していきます。

公共施設マネジメントを実現するためには、これまで以上に、住民など利用者の意見を反映することが重要です。そのために、本計画を住民に公開し、パブリックコメントを求めたり、施設利用者アンケートなどを実施したり、さらには、廃止された公共施設等の利活用策について意見収集を行います。

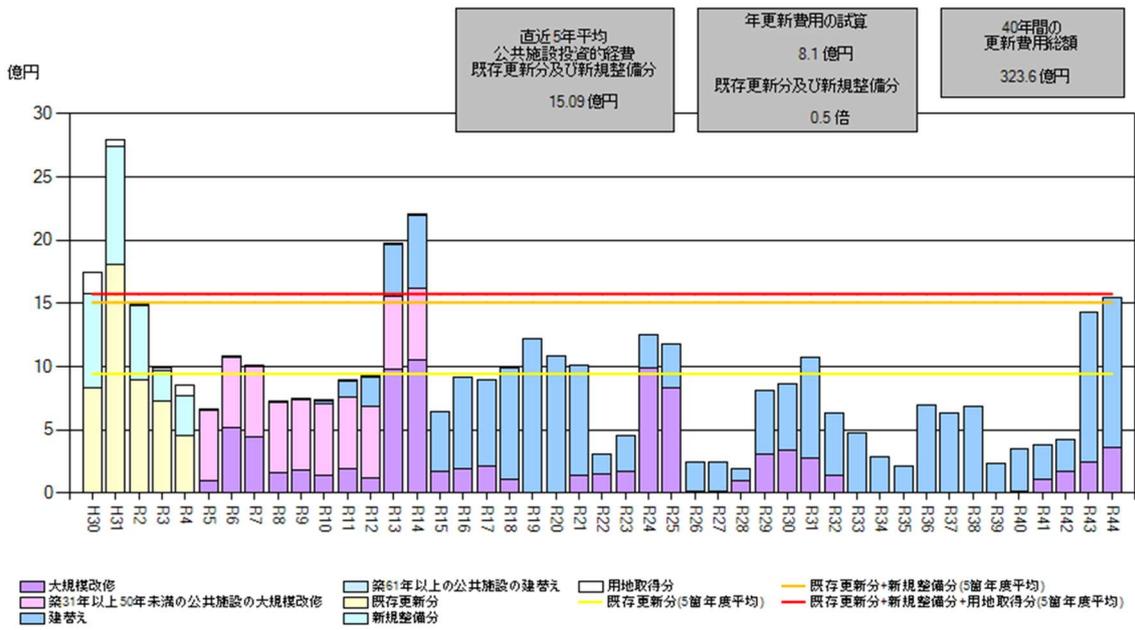
最後に、公共施設総合管理というミッションは、本町の将来的な財政を考えるうえで、避けては通れない課題であることに間違いはありませんが、総合計画及び各個別計画とマッチして本計画を遂行していくことで、必ず道は開けてくるはずで、「文化とところがふれあうまち」を目指して足踏みは許されません。

【図表 6-1】対策を実施した場合の将来更新費用の推計比較

●現状（令和5年度4月1日時点）



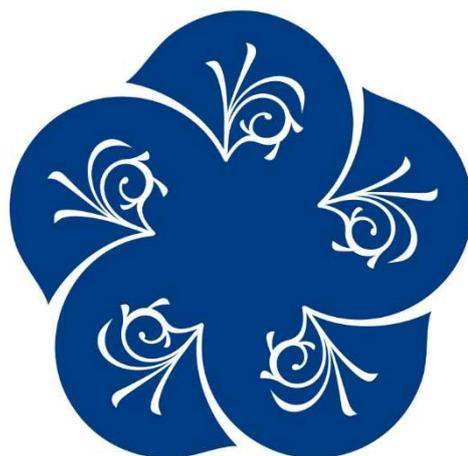
●方針通り統廃合などが進められた場合（令和5年度方針見直し）



改訂履歴

年月	改訂箇所	内容等
平成 29 年 3 月	—	新規策定
令和 6 年 3 月	全体	国の指針改定に基づく改訂 (計画期間の更新、記載必要事項の追記、施設情報・対応方針の更新など)

あそびべ、とべ。



四国
えひめ 砥部 T O B E 部

砥部町公共施設等総合管理計画

令和6年3月改訂

砥部町総務課

〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内 1392 番地

Tel : 089-962-6110

Fax : 089-962-4277
